

地方創生の推進に関する提言

地方創生の推進を確実なものとするため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方版総合戦略の確実な推進

- (1) 地方創生の推進に当たり、国は、医療・教育に係る少子化対策の抜本強化や介護サービス基盤の確保をはじめ、地域交通、情報通信等の社会基盤整備の推進による地方と都市部における格差の解消など、国が本来行うべき施策について、その果たすべき責務を法令等で明確にしたうえで、少子化への対応や東京一極集中の是正等の喫緊の重要課題の解決に向け、複数の関係省庁が連携して実効性のある取組を進められる環境を整備し、早急を実施すること。
- (2) 地方版総合戦略の実現や地方創生の推進に資する政策の立案などを円滑に進めるため、産業、経済、人口、社会インフラ等の分析に必要な情報提供の更なる充実を図ること。
また、専門的な分析ができるよう、都市自治体向けの職員研修の充実など、支援策を講じること。
- (3) 地方創生の取組は、一地域の努力で解決できるものではなく、広域的かつ長期的な人口減少対策が必要であることから、国・都道府県・市町村等の相互連携の強化に係る支援の充実を図ること。
- (4) 施策の効果検証に当たっては、基準を全国一律とすることなく、地域の実情を十分に考慮すること。
- (5) 地方版総合戦略に基づく施策の実施等に当たっては、被災自治体や小規模自治体などの実情を十分に考慮し、地方創生人材支援制度や地方創生コンシェルジュ制度の拡充など、地方自治体に対する切れ目ない支援を図ること。
- (6) 地方創生について、国民の関心を高める広報・啓発活動等を充実させること。特に、地方移住、企業の地方移転の効果等について、積極的な普及活動を展開すること。

2. 少子化対策

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づきサービスの質・量の改善に向けた総合的な子育て支援施策を展開することが可

能となるよう、1兆円超の財源を確実に確保すること。

(2) 少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」に取り組む都市自治体に対し、財政支援の充実を図ること。

(3) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図るなど、必要な措置を講じること。

また、「子育て安心プラン」に基づき、待機児童解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、更なる支援策の拡充を図ること。

(4) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、特別な配慮を要する子どもに対する保育士の加配等、地域の実情に応じた子育て支援施策を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

(5) 児童扶養手当について、所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。

さらに、児童扶養手当と公的年金の併給調整について、手続きの簡素化を図ること。

(6) 我が国の人口減少社会に対応するため、現在、ほとんどの自治体が実施している子どもの医療費助成制度等地方単独事業は、本来国が全国一律に行うべきものであることから、国の責任において制度化すること。

また、国民健康保険制度において、同事業を実施している都市自治体に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、極めて不合理な措置であることから、子どもの対象年齢に関わらず減額措置を全面的に廃止すること。

(7) 子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険制度における子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度を創設すること。

(8) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じること。

(9) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及

び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

(10) 復職支援等、女性医師等が継続して勤務できる環境を整備するなどの支援策を拡充すること。

(11) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

(12) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業の充実を図るとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じることにより、安定的な実施体制を構築すること。

(13) 不妊症・不育症治療に係る経済的負担を軽減するため、治療費等に対する必要な支援措置を講じること。

また、特定不妊治療費助成事業について、対象範囲の拡大や補助額の引上げなど、支援措置を拡大すること。

(14) 婚姻歴のない非婚の母子家庭の母及び非婚の父子家庭の父に対しても寡婦（夫）控除を適用すること。

(15) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。

(16) ひとり親家庭に対する就業支援として、母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援の充実を図ること。

3. 東京圏一極集中の是正

(1) 大規模災害の発生等の有事における国家機能の維持・強化を図る観点等から、多極分散型国土の形成を促進すること。

(2) 政府関係機関の地方移転については、国が主体的に取り組み、早期に実施すること。

また、移転に伴う負担を地方に求めないこと。

(3) 若者の地方就職や「生涯活躍のまち」構想など地方へのひとの流れを創り出すため、都市自治体が行う移住・定住支援施策に対し、十分な財政措置を講じるとともに、地方移住希望者の支援に必要な移住関連情報の充実、地域おこし協力隊への財政支援の改善などにより、U J Iターンを促進すること。

(4) 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置を拡充するとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実するこ

と。

- (5) 経済的に困難を抱える若者の進学を支えるための奨学金については、給付型奨学金制度の拡充と独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金における無利子貸付の対象拡充を図ること。

また、大学を卒業した若者が地元で就職し、活躍するなど、人材定着にも資する奨学金制度とすること。

- (6) 地方の特色を生かした魅力のある大学の創出など、地方高等教育機関の活性化を図ること。

また、地域の人材育成等に対し、その機能を十分発揮できるよう、地場産業振興に資する研究や教育プログラムの開発など、多様な支援策を講じること。

さらに、高等教育機関の地方移転や新設に伴う施設整備費等に対する財政支援制度を創設すること。

- (7) 地方創生を推進するため、私立大学等経常費補助金の交付基準については、全国一律の適用ではなく、地域要件を設けるなど、地方大学における入学定員充足率に係る基準を緩和すること。

- (8) 生活関連社会資本等の整備を図るため、辺地及び過疎対策事業債については、市町村が幅広く利用できる制度とするとともに、所要額を確保すること。

また、過疎地域等における各種施策が円滑に実施できるよう財政負担の一層の軽減を図ること。

- (9) 離島・半島における地域振興及び定住促進を推進するため、積極的な支援策を講じるとともに、財政措置を拡充すること。

- (10) 全国各地に観光立国による効果をもたらすため、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進するとともに、港湾を核とした観光振興に資する取組を推進すること。

- (11) 豊かな自然環境の保全と再生を図るため、国民一人ひとりが活動を推進するための新たな仕組みを構築すること。

- (12) 参議院選挙制度について速やかに合区を解消し、地方の多様な意見を確実に国政に反映することのできる地方創生にふさわしい仕組みを構築すること。

4. 地域経済活性化

- (1) 地域経済活性化のためには、ひと・もの・情報の拠点となる商店街の活性化が必要である。このため、空き店舗活用に積極的に取り組む都市自治体・商店街を

重点的に支援するための法整備を行うとともに、必要な税財政上の措置を講じること。

- (2) 地域経済の好循環と農村の持続的発展を図るため、「地域未来投資促進法」等を地域の実情に応じて柔軟に運用し、地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する地域中核企業と企業立地促進に向けた都市自治体の取組を支援すること。
- (3) 地域経済を牽引する中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた金融対策等の支援を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する中小企業支援事業に対し、財政措置を講じること。
- (4) 地域経済循環創造事業交付金について、補助率の引き上げ等制度の拡充を図ること。
- (5) 企業の有する技術・能力や地域資源としての伝統工芸等を活用した取組については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう人材育成を含む総合的な支援策を講じること。
- (6) 新たな地域経済の担い手を創出するため、女性や若者等に対する創業促進に資する支援策を拡充するなど、雇用創出に向けた施策を推進すること。
- (7) 持続可能で自立したまちづくりをしていくため、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体の実施する雇用・就業対策について財政支援の充実を図ること。
また、U J I ターンによる就業を促進するため、人材と就業先のマッチングを図る取組に対する支援を行うこと。
- (8) サテライトオフィスの地方誘導策や在宅勤務の普及を図るなど、働き方改革の推進を図ること。
- (9) 企業の本社機能等の地方分散を促進するため、雇用促進税制における雇用者数等の要件緩和を行うこと。
- (10) 地方における大学生等の若者雇用の創出のため、企業に対し、地域限定社員採用枠の導入を促すこと。
- (11) 経営所得安定対策については、地域の特性や実情を反映するとともに、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重し、制度を拡充すること。
- (12) 認定農業者や集落営農組織等の多様な担い手を育成・確保するための支援措置を充実すること。

また、農業次世代人材投資事業の対象要件を緩和するとともに、新規就農者の

安定就農を図るための研修機会の提供をはじめとした継続的な支援制度を充実すること。

(13) 持続可能な力強い農業を育てるため、地域資源を活用した農業の6次産業化を促進するための財政措置を充実すること。

(14) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう更なる充実強化を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

(15) 中山間地域や「水源の里」（限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化のための諸施策及び財政措置を充実すること。

(16) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。

また、鳥獣被害防止総合対策については、対象事業の拡大や交付金に係る事務の円滑化など運用改善を図るとともに、十分な予算を確保すること。

(17) 安全・安心なジビエ供給体制の整備など、捕獲した野生鳥獣肉の利用拡大に係る施策を推進すること。

(18) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進すること。

また、配合飼料の価格安定を図るとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用を推進すること。

(19) 生産コストの削減など収益力・生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

(20) 林業の担い手の確保、育成及び林業経営の安定化に係る財政措置を拡充すること。

(21) 国産材利用を推進するため、CLTの普及、住宅の木材利用促進及び公共施設の木造化等に係る支援など、諸施策の充実を図ること。

また、新たな木材需要に対応するため、関連産業を支援すること。

(22) 各地の浜プラン策定はもとより、同プランに位置付けられた取組を着実に実施できるよう強力に支援するとともに、漁家の収入向上や経営体の育成・確保、6次産業化の推進に資する支援を充実強化すること。

(23) 離島地域における漁場の生産力の向上を図るため、離島漁業再生支援交付金事業による支援を強化すること。

(24) コンパクトシティの形成など、まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策

については、地域の実情に応じた適切な財政措置を講じるとともに、税制特例措置の拡充を図るなど、都市自治体の施策を積極的に支援すること。

(25) 地域運営組織が自主的に地域の課題解決のための様々な活動に取り組むことができるよう、法人制度のあり方を検討すること。

(26) 観光地としての国際競争力を高めるため、農水産物、自然景観及び歴史文化財など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

(27) すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう滞在・移動等の受入環境整備を推進すること。

特に、観光施設等における多言語対応など、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。

また、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の誘致など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。

(28) 「住宅宿泊事業法」に基づき、多様な民泊サービスの健全な普及が図られるよう制度を運営すること。

(29) 再生可能エネルギーの導入と省エネルギー化を推進するため、財政措置の拡充など必要な措置を講じること。

5. 安心安全な暮らし

(1) 地域包括ケアシステムの構築は、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する総合的な地域づくりであり、関係機関との連携が必要不可欠であることから、関係機関へ本来の趣旨を周知徹底すること。

また、地域支援事業に位置付けられた包括的支援事業について、地域の実情に応じた財政支援を講じること。

特に、認知症施策の推進については、認知症疾患医療センターを地域の実情に応じて設置できるよう、財政措置を拡充すること。

(2) 地域包括ケアシステムの構築に際し、在宅医療を担う医師・看護師の育成・確保を図るとともに、医療・福祉従事者の多職種連携の推進に必要な対策と財政措置を講じるなど、在宅医療の充実を図ること。

また、在宅療養支援診療所の整備のための安定的な財政措置を講じること。

(3) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必

要な対策を講じること。

特に、一億総活躍社会の実現に向け、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保として実施する介護施設整備等については、国の責任において十分な財政措置を講じること。

(4) 現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図るため、財政措置の拡充と併せ、実効ある対策を講じること。

(5) 都市自治体が単独で実施している各種医療費助成について、国において早期に制度化するとともに、制度化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じること。

(6) 今後新たに定期接種化されるワクチン及び既存の定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、国民が等しく予防接種を受けることができるよう、制度の整備を図ること。

(7) 公共施設等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却に係る財政措置を拡充すること。

(8) 所有者を特定することが困難な土地については、公共事業や農地・林地の集約化等の阻害要因となっていることから、地域の実情に応じた適切な利用や管理ができるよう必要な法整備を図ること。

あわせて、相続登記を義務化するなど、相続登記のあり方についても検討を行うこと。

(9) 道路・橋梁等の老朽化対策については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

特に、点検等に係る費用については、幅広く地方財政措置を講じること。

(10) 地域活性化に資する「道の駅」の整備・活用については、十分な財政措置を講じるとともに、関係機関との連携体制の整備など必要な支援策を講じること。

(11) 国鉄の分割・民営化に際し、JR北海道等は、営業損益で赤字が生じることが見込まれたことから、経営安定基金が設置され、その運用益をもって営業損失を補填することとされた。

しかし、分割・民営化から30年が経過した今、同基金のこの間の運用益は当初

の想定に比し大幅に減少し、J R北海道等は大変厳しい経営状況に立ち至っている。

このため、安全投資等を十分に行うことができず、さらに、人口減少等により、利用客の減少に歯止めがかからないなど、その経営はますます厳しいものとなっている。

地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担うだけでなく、地域の経済活動の基盤となるJ Rの全国鉄道網を維持するため、J R北海道等の経営再建に向けて、積極的に支援すること。

(12) 地域経済の活性化や交通の円滑化を図るため、地域の実情に配慮した有料道路割引制度を導入すること。

(13) 地域住民の安全確保等の観点から、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく行政代執行に要する費用など、解体・除去に係る財政措置を充実するとともに、都市自治体の空き家対策を積極的に支援すること。

さらに、都市自治体の主体的な取組を後押しする観点から、様々な特性等に応じた取組事例や課題等を明らかにしたうえで、同法の見直しを検討すること。

(14) 空き家等の流通・利活用を推進するとともに、税制の特例措置を拡充するなど発生抑制に資する施策を積極的に推進すること。

(15) 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修工事に係る財政措置を充実すること。

また、住宅・建築物安全ストック形成事業における住宅耐震化改修の上乗せ補助及び既存住宅の耐震に係る税制の特例措置を平成30年度以降も継続すること。

(16) 地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保維持改善事業の予算を十分に確保するとともに、対象要件の緩和など支援措置を拡充すること。

(17) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設のバリアフリー化を推進するため、支援策を拡充すること。

(18) 地域公共交通の利用促進及び利便性向上のため、交通系I Cカードの地域間またぎ利用を可能とするなど、利用環境改善に向け支援すること。

(19) 島しょ部等の生活交通として欠かせない離島航路・航空路を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置を講じること。

(20) 免許返納後の高齢者などの交通弱者に対し、都市自治体等が独自に実施する公共交通施策に財政措置を講じること。

6. 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた環境整備等

(1) 機運醸成に資する全国的な取組を実施するとともに、地域の創意工夫による「おもてなし」をはじめ、地域活性化やレガシー創出につながる取組への支援を行うとともに、財政措置の拡充を図ること。

また、都市自治体に対し、きめ細かな情報提供を行い、意見交換の機会を充実させるとともに、自治体・企業等による広域連携公民協働による活動の取組に対し、財政措置を含めた支援を行うこと。

(2) 選手や観光客等の受入体制を整えるため、交通機関や各種施設等における多言語対応、無料Wi-Fiの整備、ボランティアの育成等を推進するとともに、十分な財政措置を講じること。

(3) 文化プログラムの実施について、技術的・財政的な支援措置を講じること。

また、文化財を観光資源として活用した事業や、文化芸術振興・教育振興等に係る取組に対し、十分な財政措置を講じること。

(4) 大会の開催効果を波及させるため、公立スポーツ・文化施設等の整備について、財政支援の拡充を図ること。

(5) 選手や観光客等の受入体制を整えるため、道路・鉄道等のインフラ整備を一層推進すること。

(6) ホストタウン推進のため、来日する選手等との交流についての情報提供等の支援を行うとともに、事前キャンプのための施設整備や国際交流に係る経費等について、財政支援を拡充すること。

7. 地方創生を実現する財源確保

(1) 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続すること。

また、算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が地方創生の目的を達成できるよう、長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

(2) 地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、地方創生推進交付金の継続を図ること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、

地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするため、要件の緩和など弾力的な運用を図ること。

- (3) 合併特例債については、災害発生による事業の延期や見直し、近年の著しい建設コストの増や人材不足に伴う入札の不調、住民との合意形成の遅滞等により、大幅な遅れが生じているなどの事情を踏まえ、特例期間を延長すること。

真の分権型社会の実現による都市自治の確立等に関する提言

都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

2. 提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

特に、福祉施設等における「従うべき基準」の廃止・参酌化など義務付け・枠付けの見直しを図ること。

また、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 今後の地方分権改革においては、これまでの改革において実現に至らなかった権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。

4. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

5. 指定都市をはじめとする大都市等が自立的な都市運営が行えるよう、包括的な権限移譲とそれに伴う税財源の一体的移譲を行うこと。
6. まちづくりを主体的に実施するうえで、土地に対する多重な規制が支障になっていることから、地域の実情に応じた土地利用を可能とするため、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関連法制の統一に向けた検討を早期に開始すること。
7. 国の出先機関改革については、地域の実情に精通している都市自治体と十分協議を行うこと。また、事務権限を移譲する場合は、税財源と一体的に移譲するとともに、人員の移管について都市自治体と十分協議すること。
8. 都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。
また、新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。
なお、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、新たに中核市の指定要件を満たした市が円滑に中核市へ移行できるよう、十分な財政措置を講じること。
9. 過疎化が進む地域の実態を踏まえ、認可地縁団体の構成要件を緩和すること。
10. 平成30年4月から地方独立行政法人の業務に窓口関連業務及び介護医療院の設置・管理が追加されるが、それらの業務を行う地方独立行政法人に対する寄付金等について、試験研究や病院事業等を行う地方独立行政法人と同様に寄付金控除等の適用対象とすること。
11. 都市自治体が随意契約を締結できる限度額については、社会経済情勢の変化を踏まえ、引き上げを行うこと。
12. 定住自立圏の要件に該当しない市町村や定住自立圏及び連携中枢都市圏における広域行政施策の取組について、十分な財政措置を講じること。
また、定住自立圏及び連携中枢都市圏の対象要件を緩和すること。

13. 改正行政不服審査法81条に基づく第三者機関の設置について財政措置を講じること。

また、同法に基づく業務の円滑な運営のための研修に関する支援を行うこと。

14. 地方公務員の給与は、地方が条例により自主的に決定するものであるが、地域手当については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国の支給基準を踏まえた支給割合としている。しかし、国の基準は、各地域の実情が必ずしも踏まえられていないため、地域手当のあり方について、地域の一体性も考慮した支給率となるよう、見直しを行うとともに、10年ごととされている見直し期間の短縮を図ること。

また、地方固有の財源である地方交付税を国の政策誘導手段として利用するなどにより、国による一方的な地方公務員給与削減要請を行わないこと。

15. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に都市自治体と十分協議するとともに、速やかな情報提供等を行うほか、十分な準備期間を設けること。

また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、都市自治体に新たな負担が生じないようにすること。

16. 少子高齢化等により、国民の負担はますます重くなっている現状において、歳出削減について国権の最高機関である国会自らが範を示すべきであることから、有識者等で構成する第三者機関における検討を踏まえ、更なる国会議員の定数削減を行うこと。

17. 国の遊休施設を都市自治体が無償で利用できるようにすること。

社会保障・税番号制度における地方自治体支援等に関する提言

社会保障・税番号制度について、円滑な運用ができるよう、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 番号制度導入及び運用に係る経費については、通知カード及び個人番号カードの交付等も含め、原則として全額を国において適切に措置すること。

特に、システム導入及び改修に係る経費については、国の算定基準に基づく補助対象事業費を超える部分についても、地域の実態に即し確実に財政措置を講じるとともに、独自利用事務に対する財政措置を講じること。

また、情報連携及びセキュリティ対策について、技術的支援の拡充や、対策に係る経費について継続的かつ十分な財政措置を講じること。

2. 番号制度を円滑に進めるため、番号制度の安全性や信頼性について、丁寧かつ十分に説明するなど、国民への周知徹底等を図るとともに、個人番号カードの普及促進のための必要な措置を講じること。

3. 番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であることから、国民に正確な情報を提供しながら、利用範囲の拡大について検討すること。

また、都市自治体における個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の非識別加工情報の仕組みなどに関し、法律による整備も含めた検討を行うこと。

4. 制度運用に当たっては、都市自治体に対し、早急な情報提供や十分な協議・調整等を行うとともに、都市自治体の運用実態を踏まえ、事務的負担の軽減を図ること。

5. 民間事業者における特定個人情報に関する適切な取り扱いやセキュリティ対策などについて、国においても周知徹底を図るとともに、十分な支援を講じること。

情報通信基盤の整備推進等に関する提言

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、地上デジタルテレビ放送を安定的に視聴できるよう、国は、次の事項について適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 光ファイバ網については、重要な社会インフラであることから、未整備地域の整備が促進されるよう新たな支援措置を講じること。

また、情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤については、維持管理や更新に対し、財政措置を講じるとともに、通信事業者への譲渡を進められるよう要件の緩和を図ること。

2. 地上デジタルテレビ放送移行により必要となった辺地共聴施設等については、維持管理や更新等に対し財政措置を講じるとともに、電柱共架料の負担軽減措置を講じること。

3. 災害情報等の情報収集に不可欠な携帯電話については、中山間地域等における不感地域の早期解消を図ること。

安全対策の充実強化等に関する提言

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北朝鮮による問題の早期解決について、拉致被害者全員の一刻も早い帰国と、特定失踪者をはじめ行方不明となっている方々の問題が早期に全面解決するよう、政府を挙げて最大限の努力を行うこと。また、拉致問題への国民の関心が風化することのないよう、国民への積極的な啓発活動に取り組むこと。
2. 有事における危機管理について、地方公共団体及び関係機関が取るべき具体的対応を明確化すること。
3. 防衛施設周辺の生活環境の整備等について、地域の実情に応じ、補助対象を拡充する等、支援制度の充実を図ること。
4. 米軍機による低空飛行訓練が行われないう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うとともに、騒音被害等が解消されるよう必要な措置を講じること。
また、騒音被害等が解消されるまでの間についても、騒音測定器の客観的数値による騒音の状況などを踏まえ、騒音や安全性に対する住民の不安を軽減するために必要な措置を速やかに講じること。
さらに、オスプレイの安全性について、国が責任を持って住民に説明するとともに、飛行訓練については、関係する自治体に十分な説明を行い、その自治体の意向を十分に尊重すること。
5. 深刻な状況が続く我が国の自殺者数を低減するため、有効かつ具体的な自殺防止策について更に検討するとともに、都市自治体をはじめとする関係機関が連携協力して効果的な自殺対策に取り組むことができるよう適切な支援を行うこと。
6. 市民生活の安全・安心を確保するため、街路灯のLED化の推進、防犯カメラの設置等に係る必要な支援策を講じること。

7. 高齢者や社会的弱者が地域において安全・安心に暮らすため、火災警報器や消火器の設置、家具等の転倒防止対策等について、必要な支援を行うこと。
8. 高齢者による自動車運転事故を減らすため、自動車運転免許証の自主返納を促すための必要な支援策を講じること。
9. 道路交通法に適合しない輸入電動アシスト自転車に対する取締り体制の確立を図るほか、自転車の危険走行に係る取締りの強化を図ること。

合併市町村の振興等に関する提言

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るための事業が実施できるよう、合併市町村特有の財政需要をかんがみ、適切な財政措置を講じること。
2. 合併特例債については、災害発生による事業の延期や見直し、近年の著しい建設コストの増や人材不足に伴う入札の不調、事業実施に当たっての住民との合意形成の遅滞等により、大幅な遅れが生じているなどの実情を踏まえ、特例期間を延長すること。

過疎対策等の推進に関する提言

過疎地域等の厳しい現状と今後見込まれる人口減少・少子高齢化の更なる進行を踏まえ、時代に対応した実効性ある過疎対策等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 過疎地域等の振興については、実効性ある対策を中長期的観点に立ち、計画的・継続的に講じる必要があることから、平成32年度以降における新たな制度を創設するなど、取組の強化を図ること。

2. 生活関連社会資本等の整備を図るため、辺地及び過疎対策事業債については、市町村が幅広く利用できる制度とするとともに、所要額を確保すること。

また、過疎地域等における各種施策が円滑に実施できるよう財政負担の一層の軽減を図ること。

住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等に関する提言

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 戸籍謄本及び住民票の写し等の不正請求について、一層の罰則強化等を行うなど、更なる防止策を講じること。
2. 戸籍受附帳の磁気ディスク化に伴い都市自治体が負担する経費について財政措置を講じること。

外国人施策の充実に関する提言

外国人住民が地域社会と共生できるよう、日本語、文化、ルール等を学習する制度を構築するとともに、都市自治体を実施している事業に対し、十分な財政措置を講じること。

また、外国人労働者を雇用する企業に対して、日本語や日本の生活習慣、納税制度等に関する周知及び指導を行うよう必要な措置を講じること。

人権擁護の推進等に関する提言

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人権尊重の理念を啓発し、あらゆる差別や虐待などの人権侵害を防止するとともに、被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立し、制度の積極的な周知を図ること。
2. 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び啓発の一層の推進を図ること。
3. インターネット上における人権侵害を予防するため、より実効性のある制度を確立すること。
4. 保護司会の活動が円滑に行われるよう、活動分担費に対する財政措置の拡充を図ること。

北方領土の早期返還、竹島に関する 啓発活動等の推進に関する提言

北方領土の早期返還及び竹島に関する啓発活動等の推進のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北方領土の早期返還について

- (1) 一日も早い北方領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ、強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。
- (2) 北方領土問題に係る啓発活動を強化するとともに、返還要求運動を次の世代に引き継いでいくため、青少年教育と後継者育成に努めること。
- (3) 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」に基づく施策の予算化や事業の実施を推進すること。
- (4) 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業をはじめ、北方墓参、自由訪問などの着実な推進と、日本の法的立場を害さない形での北方四島における共同経済活動の検討を積極的に進めること。
- (5) 北方領土周辺海域における安全操業の円滑な実施について万全を期すこと。

2. 竹島に関する啓発活動の推進について

竹島問題に対して毅然とした対応を取るとともに、竹島問題や、国境離島が果たしている役割などについて、国民への啓発活動を行うこと。

地籍調査及び統計調査等の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査等について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査事業を安定的、計画的に実施するため、必要な財源の確保及び財政措置の拡充を図るとともに、最新技術を活用した効率的調査方法の検討、導入を図ること。
2. 各種統計調査については、調査を円滑に実施するため、受託事務に支障が生じることのないよう、必要な財政措置を講じること。
3. 所有者不明不動産については、所有者とその所在を明確化するため、相続登記等のあり方について検討すること。
また、相続放棄財産については、帰属先が早期に確定されるよう、手続の簡素化など見直しを図ること。

選挙制度に関する提言

選挙制度について国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体内において衆議院小選挙区が分割されていることにより、地域の一体感の阻害、選挙事務の非効率などを招いていることから、分割状態が解消されるよう見直しを行うこと。
2. 参議院選挙制度について速やかに合区を解消し、地方の多様な意見を確実に国政に反映することのできる地方創生にふさわしい仕組みを構築すること。
3. 国政選挙に係る執行経費については、必要な額を確保するとともに、配分方法の適正化を図ること。
4. 期日前投票について、現在、選挙の種類によって異なっている投票期間の統一を図るなど、事務や経費の負担軽減を図ること。

都市税源の充実強化等に関する提言

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のための適切な措置を講じられたい。

1. 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- (2) 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (3) 国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。
- (4) 地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。

2. 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、更に法人実効税率を引き下げるに当たっては、恒久減税による減収は恒久財源で補填することを基本とし、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

3. 地方法人課税の偏在是正に当たっての都市自治体の努力への配慮

消費税率10%段階で法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進める場合には、企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が損なわれることのないよう十分配慮すること。

また、法人住民税法人税割の交付税原資化は、地方消費税率の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであることを踏まえ、この措置により生じる財源については、必要な歳出を地方財政計画に確実に計上し、実効性のある措置とすること。

4. 消費税率10%への確実な引上げ等

(1) 社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指した「社会保障・税一体改革」の実現に向け、平成31年10月に予定されている消費税・地方消費税10%への引上げを確実に行うとともに、引上げ分の一部を活用するとされる社会保障を全世代型のものとするための新たな政策パッケージについては、地方行財政に大きく関わるものであることから、具体的な政策の策定に当たっては地方と十分に協議すること。

また、都市自治体が既に取り組んでいる子ども・子育て等をはじめとする社会保障の充実のための施策の推進に支障が生じることのないよう、消費税・地方消費税率が引き上げられるまでの間において必要な財源を確保すること。

(2) 消費税率10%への引上げ時に導入が予定されている軽減税率制度については、消費税・地方消費税の引上げ分のうち地方交付税原資分も含めると、約3割が地方の社会保障財源であり、仮に減収分のすべてが確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることになることから、確実に代替財源を確保すること。

(3) 地方消費税の清算基準の見直しに当たっては、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものにする。

5. 配偶者控除等の見直しによる個人住民税減収額の全額国費補填

個人所得課税改革に当たっては、配偶者控除・配偶者特別控除等の見直しによる個人住民税の減収額について、地方財政に影響を及ぼさないよう、確実に全額国費で補填すること。

6. 固定資産税の安定的確保等

(1) 固定資産税は市町村財政を支える安定した基幹税であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

特に、平成28年度税制改正において創設された償却資産に対する固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、その期限の到来をもって確実に終了するとともに、その期限までの間であっても対象範囲の拡大は断じて行わないこと。

都市自治体においては、企業誘致や設備投資の促進等を目的とした独自の産業政策を実施しているところであり、国の経済政策は国の責任において行い、地方

の基幹税を用いるべきではない。

- (2) 土地評価額の上昇に対応するために拡充された固定資産税における土地の負担調整措置や税負担割合の均衡化を図るための商業地等に係る負担調整の据置措置等については、平成30年度の評価替え時において、近年の地価の動向等社会経済情勢の変化を踏まえ、負担の公平化等を図る観点から見直すこと。
- (3) 多岐にわたる非課税及び課税標準等の特例措置については、税負担の公平性や固定資産税の充実確保を図る観点から見直すこと。
- (4) 基地交付金・調整交付金については、固定資産税等の代替的性格を有するものであることから、一般行政施策と同列視することなく、十分な予算額を確保するとともに、対象資産を拡充すること。

7. ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっている。また、18歳未満、70歳以上及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動は非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分に配慮しながら課税している。

ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

8. 市町村の役割に応じた森林環境税（仮称）の制度設計

森林環境税（仮称）については、その税収を全額地方の税財源にするとともに、森林整備等に係る国・都道府県・市町村の役割分担を整理したうえで、市町村の役割に応じた継続的かつ安定的な財源確保の仕組みとするなど、地方の意見を十分に踏まえ、創設に向けて具体的な制度設計を進めること。

また、国民に等しく負担を求めるものであることから、都市・地方を通じて理解が得られるよう、納税者や市町村に対する周知・説明を十分に行うこと。

9. 車体課税の見直しに当たっての地方財政への配慮

今後の車体課税見直しの検討に当たっては、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

10. 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地から、より一層の整理合理化を図ること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

11. 大都市等の事務配分の特例に対応した税制の充実強化

大都市等は、事務配分の特例により都道府県から移譲されている事務・権限を担っているが、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることから、真の分権型社会の確立のためにも、都道府県税からの税源移譲により、事務配分に見合った税制上の措置を講じること。

12. ふるさと納税制度等の改善

(1) ふるさと納税については、寄附者がワンストップ特例制度を利用して申請された場合であっても、確定申告による申請と同様、所得税控除相当額を個人住民税から控除するのではなく国税で対応するなど、制度の改善を図ること。

(2) 企業版ふるさと納税については、全国の自治体が地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、要件の緩和や手続きの簡素化を行うこと。

13. 電子納税の推進

特別徴収義務者等による各自治体への納付について、複数の自治体への電子納税による一括納付が可能となるよう、地方税の電子申告システム（e L T A X）の仕組みを活用した共通電子納税システム（共同収納）の構築に向け、必要な法令上・財政上の措置を講じること。

また、そのシステムが自治体のガバナンスの下で安全かつ確実に実施されるよう、e L T A Xを運営する主体を地方共同法人とする等、必要な制度上の措置を講じること。

14. 課税・徴収体制等の改善

(1) 法人住民税の中間納付制度による還付加算金について、都市自治体の財政に過度な負担とならないよう、社会経済情勢を反映した利率に見直すこと。

- (2) 滞納処分のための差押えに当たり、所有権留保付き自動車で割賦代金が完済されている場合、租税債権者の代位や監督官庁の職権による自動車の所有権移転登録が可能となるよう制度を見直すこと。

15. 地方税法の改正時期等

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。
また、その改正内容について、都市自治体に対して詳細な情報提供を行うこと。

地方交付税の総額の確保に関する提言

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保すること。

2. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

3. 基準財政需要額は、地方公共団体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることから、その算定に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、人口動態の変化や行政区域の拡大、市街地の分散化等新たな市町村の姿を的確に反映すること。

4. 基準財政収入額の算定に当たっては、算定額と実際の税収に乖離が生じた場合、適切な補填措置を講じるなど実態に即したものとすること。

5. 特別交付税の算定に当たっては、各都市自治体の特別な財政需要に十分配慮すること。

国庫補助負担金改革の推進に関する提言

国庫補助負担金改革に当たっては、真の地方分権を実現していくために、地方の自由度を高め、自立した行政運営ができるよう、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き廃止し、税源移譲を行うこと。

また、地方の自由度の拡大につながらない補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転嫁は断じて行わないこと。

なお、制度の見直しに当たっては、地方の意見を十分に反映させること。

2. 都市自治体の事業執行に支障が生じることのないよう補助率、補助単価等を実態に即して改善し、必要額を確保するとともに、事務手続の簡素合理化、早期内示等に努めること。

また、財政力指数による補助率の差異を解消すること。

3. 人口減少社会を踏まえた公共施設の集約化や転用による有効活用をスムーズに進めることができるよう、国庫補助負担金を受けて整備された公共施設の廃止・解体、目的外転用などの処分について、地域の実情に応じた対応が可能となるよう一層の弾力化を図ること。

地方債等の充実・改善に関する提言

地方債等の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
また、一般会計及び公営企業に必要な資金を供給する地方公共団体金融機構の業務の在り方の検討に当たっては、現行の枠組みを堅持し、引き続き都市自治体の資金調達に支障を来すことのないようにすること。
2. 起債充当率の引上げ、償還年限の延長等貸付条件の改善を図るとともに、元利償還金に対する財政措置の充実を図ること。
3. 公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、不交付団体を含むすべての団体を対象とし、資金区分、年利等の対象要件を緩和したうえで、措置を再度実施すること。
4. 公共施設等の除却に係る地方債の特例措置について、必要な地方債資金を確保するとともに、当該地方債の元利償還金に対する交付税措置を講じること。
5. 緊急防災・減災事業債については、防災・減災対策の取組が計画的に実施できるよう、対象事業を拡充したうえで継続的な措置を講じること。

安定的な地方財政運営の確保等に関する提言

安定的な地方財政運営に資するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 近年の地方における基金の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論は、地方財政の実態を踏まえていないものと言わざるを得ず、国財政の健全化を優先した地方歳出の削減は断じて容認できない。

都市自治体においては、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて基金を積み立てているところであり、地方の基金残高が増加していることをもって短絡的に地方財源を削減しないこと。

2. 地方歳出の大半は法令等に義務付けられた経費であることを十分に踏まえ、国の制度や法令の見直しを行わずに地方の歳出を見直すことは断じて行わないこと。

また、いわゆるトップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合は、地方の財政力や行政コストの差は、人口規模や高齢化率、経済情勢、地理的条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。特に地方交付税の基準財政需要額については、地方自治体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることに留意すること。

3. トップランナー方式による効果が地方財政計画に反映されるよう、計画策定を工夫する必要があるとの議論があるが、地方の努力により行政コストを下げた分、地方の財源が削減されることになれば、地方自らが創意工夫を行うインセンティブが阻害され、地方の改革意欲を損ねることから、地方の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元すること。

4. 都市自治体においては、更なる歳出効率化に向けて、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化等の取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保すること。

5. 都市自治体は、安定した財政運営と事業の円滑な推進のため、予見可能性の向上が必要であり、国は、地方財政の展望を早期に提示すること。

6. 国の責任において実施されるべき新たな制度創設や制度改正に当たっては、都市自治体の意見を反映させるため、事前に国と地方の協議の場等で十分協議を行うとともに、事務費を含め全額国庫負担とし、地方に財政負担や事務手続き上の過大な負担が生じることのないようにすること。

地方創生の実現に向けた財源の充実に関する提言

地方創生の実現に向けた取組を推進するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続すること。

また、算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が地方創生の目的を達成できるよう、長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

2. 地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、地方創生推進交付金の継続を図ること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするため、要件の緩和など弾力的な運用を図ること。

介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化すること。

2. 介護保険者に対する財政的インセンティブについて

(1) 改正介護保険法に盛り込まれた新たな交付金については、介護保険制度の財源構成とは別に財源を確保し、地方団体における高齢者の自立支援や重度化防止の取組が一層評価され、推進が図られるよう、適切な指標を設定したうえで実施すること。

(2) 本来調整交付金は、保険者の責めによらない要因による第1号保険料の水準格差の調整を行うものであり、その機能を損なうような措置を講じるべきではなく、新たな交付金の財源に調整交付金を活用することは断じて行うべきでないこと。

3. 低所得者対策等について

(1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

特に、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための1,400億円は確実に確保すること。

(2) 認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、低所得者の居住費・食費に対する負担軽減措置を講じること。

4. 地域包括ケアシステムの構築等について

(1) 地域包括ケアシステムの構築は、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する総合的な地域づくりであり、関係機関との連携が必要不可欠である

ことから、関係機関へ本来の趣旨を周知徹底すること。

また、地域支援事業に位置付けられた包括的支援事業について、地域の実情に応じた財政支援を講じること。

特に、認知症施策の推進については、認知症疾患医療センターを地域の実情に応じて設置できるよう、財政措置を拡充すること。

さらに、地域包括支援センターの機能強化を図るため、主任介護支援専門員等の必要な人員の確保について、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。

① 新しい総合事業を円滑に実施するため、都市自治体の財政状況等により事業の実施に格差が生じることのないよう、都市自治体への財政支援等の充実を図ること。

また、新しい総合事業の実施状況に対する検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、都市自治体の実態を反映した総合的な検討を行い、介護人材の確保や事業者の参入が促進されるよう、国の責任において、制度の見直しを図ること。

② 地域支援事業交付金について、都市自治体の予算執行上での制限を緩和するなど、地域の実情に応じた事業展開が可能となるよう見直すこと。

(3) 制度改正について、引き続き必要な情報提供を行うとともに、都市自治体の事務負担やシステム改修費等の財政負担に対する支援措置を講じること。

5. 制度改正について

(1) 制度改正に当たっては、将来を見据えて保険料水準の上昇を極力抑制するため、給付と負担のバランス、国と地方の負担の在り方等について検討するとともに、地域格差の是正についても引き続き適切に取り組むなど、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。

(2) 軽度者に対する生活援助サービス等に係る給付の見直しや地域支援事業への移行の検討については、介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況を検証し、その結果を踏まえるとともに、都市自治体の負担等を十分考慮し、慎重に行うこと。

(3) 制度改正に当たっては、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

また、都市自治体の事務負担の軽減に配慮するとともに、必要な財政措置を講じること。

6. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

特に、一億総活躍社会の実現に向け、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保として実施する介護施設整備等については、国の責任において十分な財政措置を講じること。

- (2) 現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図るため、財政措置の拡充と併せ、実効ある対策を講じること。
- (3) 地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、所要額を確保するとともに、弾力的な活用を図ること。また、事業が円滑に実施されるよう、交付スケジュールを見直すこと。

7. 第1号保険料について

- (1) 第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。
- (2) 特別徴収された介護保険料について、被保険者を扶養する親族の社会保険料控除の対象とすること。
- (3) 介護保険料の還付加算金の起算日について、個人住民税の還付加算金と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。

8. 要介護認定について

介護認定審査会に係る事務の簡素化など、都市自治体の事務負担の軽減や必要な財政上の措置を講じること。

9. 介護報酬等について

介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、簡素、明快な報酬体系を構築すること。特に、適切な人材の確保や介護従事者全体の処遇改善、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえ、地域やサービスの

実態に即した報酬単価・地域区分とするなど、適切な報酬の評価・設定を行うこと。

10. 東日本大震災関係について

介護保険の一部負担金等免除措置について、震災の影響により保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、全額財政支援措置を講じること。

11. その他

- (1) 保険者が回収できなかった介護給付費の不正請求等の収入未済額について、第1号被保険者の保険料で充当する仕組みを改め、国の責任において適切な予算措置を講じること。
- (2) 住宅改修費の助成について、地域の特性に応じた設定とすること。

国民健康保険制度等に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度改革について

(1) 平成27年度から実施している保険者への財政支援の拡充1,700億円の公費投入を継続するとともに、平成30年度以降の保険者努力支援制度等の実施のための1,700億円の公費投入を確実に実施すること。

また、財政安定化基金については、平成32年度末までとされている必要な積み増しを速やかに行い、2,000億円規模を確実に確保すること。

(2) 政府の審議会等において、標準的な医療費水準に基づく普通調整交付金等の配分によりインセンティブ機能を強化する方向性が示されているが、国保の構造的課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は極めて重要であり、当該機能は国と地方の協議により平成30年度以降も維持することとされていることを踏まえ、見直しは行わないこと。

(3) 医療費の増加に確実に対応できるよう、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

また、将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(4) 新たな制度の詳細について、都市自治体と引き続き十分協議し、その意見を反映すること。

特に、都道府県と市町村の役割分担、国保事業費納付金の算定方法等については、都市自治体の意見を十分尊重すること。

(5) 新たな制度の施行に際しては、被保険者の保険料（税）負担が急激に増えることのないよう必要な措置を講じること。

(6) 新たな制度の施行に際しては、被保険者や現場に混乱を招かないよう、国による周知、施行に向けた早期の政令改正、十分な準備・広報期間の設定、速やかな情報提供を行うこと。

(7) 医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新たな制度の発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、

超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

- (8) 新たな制度の施行に際しては、都道府県間の格差が生じることのないよう、市町村の事務の軽減を図りつつ広域化・効率化を推進すること。
- (9) 平成30年度以降の前期高齢者交付金の配分に際しては、高齢化率の高い都市自治体に配慮すること。

2. 国民健康保険制度について

- (1) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の都道府県単位化を推進するとともに、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

- (2) 現在、すべての都市自治体において子どもの医療費助成が行われているが、子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している都市自治体に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、極めて不合理な措置であることから、子どもの対象年齢に関わらず減額措置を全面的に廃止すること。

また、重度心身障害者等に対する医療費助成に係る市町村単独事業についても、国民健康保険の国庫負担減額調整措置を速やかに廃止すること。

- (3) 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度を創設すること。
- (4) 高額なレセプト等の発生により国保保険者が予期し得ない医療費の増加が生じていることや、今後も医療技術の進歩に伴う高額医療費の増加が見込まれることから、特別財政支援を講じること。
- (5) 療養給付費等負担金について、交付額が減少することのないよう、算定方法を見直すこと。
- (6) 前期高齢者財政調整制度による被用者保険等からの交付金について、交付額精算が2年後とされている制度を見直し、各年度の医療費負担額に見合う額を速やかに交付すること。
- (7) 制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等の都市自治体の負担増に配慮し、必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。

- (8) 特定健康診査・特定保健指導の充実を図るため、検査項目や基準単価について、実態に即した見直しを行うこと。
- (9) 医療費の適正化を図るため、健幸ポイント事業によって効果が明確に表れた取組については、安定的に展開できるよう財政措置を講じるとともに、都市自治体の実施体制に対する必要な支援措置を講じること。
- (10) 保健医療データプラットフォームを早期に構築すること。
また、保険者等が必要な情報をデータベースから簡便に抽出でき、保険者間で年齢構成を考慮して比較ができるツールを提供すること。
- (11) 生活習慣病重症化予防の取組に対し、十分な財政措置を講じること。
- (12) 医療費適正化のため、ジェネリック医薬品の使用促進等、必要な措置を講じること。
- (13) 被保険者間の負担の公平を確保するため、連帯納税義務など実効ある保険料（税）徴収対策を講じること。
- (14) 保険料（税）の還付加算金の起算日について、個人住民税の還付加算金と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。
- (15) 外国人の資格の適正な管理が行えるよう、必要な措置を講じること。
- (16) 定住外国人の医療保険制度の理解を図るため、医療保険制度関係の未翻訳法令について、早急に翻訳整備を行うとともに、日本法令外国語訳データベースシステムにおいて公開すること。
- (17) 国民健康保険料の軽減判定所得の算定方法を、より簡素かつ簡明なものとし、被保険者に分かりやすくするとともに、市町村等の保険者の実務上の負担軽減を図るため、早急に制度改正すること。

3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- (2) 保険料軽減措置の見直しに当たっては、被保険者の負担感に十分配慮すること。
また、被保険者や現場に混乱を招かないよう、激変緩和措置等の具体的な内容を早期に提示するとともに、システム整備に対する十分な財政措置を講じること。
- (3) 保険料の還付加算金の起算日について、個人住民税の還付加算金と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。

4. 大規模自然災害の被災地における国民健康保険の保険料の減免や一部負担金の免除等について、国の責任において全額財政支援措置を講じること。

また、大規模自然災害に起因した医療費の増嵩、保険料の大幅な減収に対し、保険者の負担軽減のための総合的な財政支援措置を講じること。

5. 東日本大震災関係について

(1) 被災者の生活再建を支援する国民健康保険制度の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じること。

(2) 東日本大震災等の影響による医療費の増加は、今後も続くことが想定されることから、医療費増加に伴う負担増分として財政支援を継続すること。

少子化対策に関する提言

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 子ども・子育て支援新制度について

(1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づきサービスの質・量の改善に向けた総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、1兆円超の財源を確実に確保すること。

また、新制度について適切な情報提供を行うとともに、引き続き都市自治体と丁寧な協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実・改善を図ること。

(2) 新制度への移行を引き続き促進し、教育・保育の場を計画的に整備できるよう、施設整備費や運営費について十分な財政措置を講じるとともに、移行及び実施に伴う都市自治体及び事業者の事務負担の軽減を図ること。

(3) 公定価格について、すべての施設が安定的に運営できるよう、また、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

また、地域区分について、地域の実情に即したものとなるよう見直すこと。なお、早急な見直しが困難な場合は、都市自治体の意見を十分に踏まえた特例措置を設けること。

(4) 利用者負担について、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

特に、多子世帯の保護者負担の軽減を図るため、適用範囲の拡大等の一層の支援措置を講じること。

(5) 幼児教育・保育の無償化の具体化に当たっては、現場を預かる都市自治体と十分な協議を行うとともに、必要な地方財源を確実に確保すること。

(6) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、特別な配慮を要する子どもに対する保育士の加配等、地域の実情に応じた子育て支援施策を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

(7) 子ども・子育て支援交付金について、都市自治体が地域の実情に即した支援施策を実施できるよう、対象事業や補助基準額の拡充を図ること。

(8) 保育士の確保及び更なる処遇改善を図るため、公定価格における処遇改善等加

算について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

また、保育士の勤務条件の緩和や勤務形態の見直しなど、人材確保に向けた環境整備を図ること。

- (9) 新制度において保育の必要性の認定事由とされた「求職活動」について、公的に証明する仕組みの構築を図ること。
- (10) 保育給付に係る「支給認定証」の記載事項について精査し、見直しを図ること。
- (11) 多様化する保護者の就労形態に対応できるよう、保育時間の区分の見直しを検討すること。
- (12) 長時間の預かり保育を行う幼稚園に対する国庫補助事業について、地域の実情に応じた活用が図られるよう要件を緩和するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (13) 児童手当について
 - ① 支給に係る都市自治体の負担軽減を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
 - ② 特別徴収について、真に実効性のある制度とすること。
 - ③ 資格認定の在り方について、見直しも含めて検討すること。
 - ④ 財源について、都市自治体が地域の実情に応じて活用できるよう検討すること。
- (14) 在宅で子育てを行っている保護者に対する支援措置を講じること。
- (15) 「放課後児童健全育成事業」について
 - ① 質の改善や量の拡大に対応できるよう、施設整備・運営に係る財政措置の拡充を図ること。
 - ② 地域の実態に対応した運営が可能となるよう、実施要綱で定める児童数の要件及び交付要綱で定める補助基準額等を見直すとともに、障害児受入強化推進事業等について更なる充実を図ること。
 - ③ 所得に応じた利用者負担制度を設けるとともに、利用料の減免等を行った場合の財政措置を講じること。
 - ④ 放課後児童支援員を確保するため、処遇改善を図るとともに、資格取得に必要な基準を緩和し、研修を受講しやすい環境を整備するなど、必要な措置を講じること。
 - ⑤ 放課後児童クラブ送迎支援事業について、対象経費の範囲を拡充すること。
- (16) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減

を図るため、十分な財政措置等を講じること。

2. 安心して、結婚、妊娠・出産、子育てができる社会の構築について

- (1) 少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」に取り組む都市自治体に対し、財政支援の充実を図るとともに、地域少子化対策重点推進交付金について、地域の実態を十分に踏まえ、対象事業の拡充を図るなど、一層の財政措置を講じること。
- (2) 子育て世代包括支援センターの設置について、財政措置を拡充すること。
- (3) 産後ケア事業について、利用料徴収規定を見直すとともに、都市自治体独自の支援事業も財政措置の対象とすること。

3. 保育対策について

- (1) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図るなど、必要な措置を講じること。
また、「子育て安心プラン」に基づき、待機児童解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、更なる支援策の拡充を図ること。
- (2) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。
- (3) 保育所等整備交付金等について、必要な財源を確保して十分な財政措置を速やかに講じるとともに、対象事業の拡充を図ること。
また、早期に事業着手できるよう交付決定手続きを迅速化すること。
- (4) 保育施設等において、医療的ケア児や発達障害児等を受け入れるため、保育従事者の専門研修の受講や保育室の環境整備等に対する財政措置を講じること。
また、発達支援体制を整備するため、専門支援員の育成・配置に対し、財政措置を含む支援策を講じること。
- (5) 認定こども園の施設整備に対する財政支援について、国の所管を一本化すること。
- (6) 保育所等における食物アレルギーや感染症等への対応の強化に向け、調理員等の配置基準を見直すとともに、必要な財政措置を講じること。
- (7) 学童保育施設や放課後児童クラブについて、学校施設等の既存公共建築物に複合化する場合、建築基準法上の用途変更を不要とする等、手続きを簡素化・迅速

化するための措置を講じること。

(8) 既設の事業所内保育所について、設置基準の充足による企業主導型保育事業への切替えを可能とすること。または、同事業と同様の財政支援を実施すること。

(9) 待機児童の解消のため、育児休業取得を推進する雇用主への財政支援等、実効ある支援策を講じること。

4. 民間児童館等について、地域の実情に応じた運営が可能となるよう、十分な財政措置を講じること。

5. ひとり親家庭への支援施策について

(1) 児童扶養手当について、所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。

また、児童扶養手当と公的年金の併給調整について、手続きの簡素化を図ること。

(2) ひとり親家庭に対する就業支援として、母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援の充実を図ること。

(3) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。

(4) 婚姻歴のない非婚の母子家庭の母及び非婚の父子家庭の父に対しても寡婦(夫)控除を適用すること。

6. 児童虐待防止対策について

(1) 児童家庭相談援助について、地域の実情に応じ、専門職等の人材配置を充実させ、機能強化を図ることにより、児童虐待等に適切に対応するため、財政措置の拡充など、必要な措置を講じること。

また、児童等に対する必要な支援を行うための拠点等を整備するに当たっては、自治体の規模や実情に応じて適切に対応することができるよう、専門職を含めた人員体制の整備や運営に係る十分な財政措置など、必要な支援措置を講じること。

(2) 家庭的養護の推進のため、児童養護施設等の設備運営基準等について適切な見直しを行うとともに、十分な財政措置を講じること。

また、一時保護所の環境改善の推進のための専門職の加配等、財政措置を拡充すること。

(3) 母子生活支援施設について、運営の安定化を図り、母子の自立に向けた適切な

支援に支障を来すことがないよう、児童入所施設措置費等国庫負担金における暫定定員設定条件の見直しを行うこと。

7. 子ども医療費に係る全国一律の保障制度の創設について

すべての自治体が単独事業として実施している子どもの医療費助成制度は、我が国の人口減少社会への対策として本来国が行うべきものであることを踏まえ、国の責任において制度化すること。

8. 被災自治体が保育所の大規模修繕等を速やかに実施できるよう、保育所等整備交付金の国庫補助率を嵩上げすること。

保健福祉施策に関する提言

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度等について

(1) 生活保護制度については、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を円滑に実施するため、所要の措置を講じること。

特に、医療扶助費については、医療の高度化や高齢化の進展に伴い、生活保護費全体の約半分を占める状況にあり、今後も増加が見込まれることから、受給者の必要な受診を抑制すること等のないよう十分に留意しつつ、都市自治体の意見を十分に踏まえ、医療保険制度全体の在り方を含め、その適正化について検討すること。

また、制度の見直しに当たっては、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

なお、高齢者の受給者が増加しつつある実態を踏まえ、年金制度等の社会保障制度全般について検証し、制度の見直しを図ること。

(2) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

(3) 生活保護費返還金等について、適正な債権管理に必要となる経費について財政措置を講じること。また、生活保護費からの調整を可能とすること。

(4) 級地区分について、地域の実情に即したものにすること。

(5) 地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者が日常生活上の用に供する自動車の保有条件を緩和すること。

(6) 入学準備金について、実態に即したものとすること。

(7) 借家において単身の生活保護受給者が死亡した場合の家財処分費等について、

財政支援措置を講じること。

- (8) 生活保護費の障害者加算の認定に当たって、精神障害者に係る障害基礎年金の受給権の有無による不均衡が生じないよう制度を改めること。
- (9) 介護保険法における住所地特例の対象となった者については、生活保護制度においても従前の住所を所管する自治体がその実施責任を担うようにすること。
- (10) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、国による行政措置として実施されていることを踏まえ、全額国庫負担とすること。
- (11) 受給者が成年後見制度を利用する場合、その後見人への報酬について財政措置を講じること。
- (12) 貧困の連鎖を防止するため、生活保護制度における稼働年齢層の設定を社会の実情に即して見直し、定時制・通信制を含む高校生等が学業に専念できる環境を整え、卒業後の選択機会の拡充を図ること。

また、大学等高等教育機関への進学者に対しては、世帯分離とせず、学費等について財政的支援措置を講じること。

2. 生活困窮者自立支援制度等について

- (1) 生活困窮者自立支援制度については、生活保護に至る前のセーフティネットとして真に実効ある制度とするため、国の責任において、制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。

また、制度の見直しに当たっては、持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

- (2) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金について、補助対象や補助率を拡充するとともに、十分な財源を確保すること。
- (3) 生活困窮者の自殺予防対策を講じるため、住民税の滞納情報の活用を可能とすること。

3. 生活福祉資金貸付制度の充実・強化を図ること。

4. 民生委員の活動支援等について

- (1) 民生委員の担い手の確保と活動しやすい環境づくりのため、活動費を現状に見

合った額とするとともに、負担軽減を図るなど、処遇改善の措置を講じること。

また、改選時期を地域の実情に合わせ柔軟に設定できるようにすること。

(2) 民生委員の担い手を円滑に確保できるよう、年齢要件を見直すこと。

(3) 民生委員の再任時における推薦調書を省略し、事務の簡素化を図ること。

5. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給について、円滑な事務の実施と体制整備のため、十分な財政措置を講じること。

6. 一人暮らし高齢者等の孤立死等を防止するため、個人情報への取扱いや立入調査の要件緩和に係るガイドラインを作成するなど、必要な措置を講じること。

7. 生計困難者が確実に調剤を受けられるよう、無料低額診療事業について見直すこと。

8. 高齢者虐待事案に際し、早期に高齢者の安全の確認及び保護を図るため、必要とする市町村に臨検等の権限を付与するとともに、人員体制等の整備と事務負担に対する財政措置を講じること。

9. 救護施設や更生施設等の社会福祉施設の耐震化を円滑に推進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金について、補助率や補助単価を充実させるなど十分な財政措置を講じること。

障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 障害者総合支援法について

- (1) 障害者総合支援法等一部改正法の施行に当たっては、障害者の生活が保障された一層安定的な制度となるよう、都市自治体等の意見を十分に反映するとともに、所要の財政措置を講じること。

また、都市自治体、利用者及び事業者等が新たな制度に円滑に移行できるよう、制度設計の速やかな情報提供等に十分配慮するとともに、システム改修費等の諸費用について十分な財政措置を講じること。

- (2) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないように、必要な財源を確保するとともに、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

また、地域生活支援促進事業については、都市自治体が取り組む障害者の就業・就労支援の実情を踏まえ、適切な見直しを行うこと。

- (3) 障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業について、都市自治体の超過負担を解消するため、十分な財源を確保するとともに、負担率及び補助率を見直すこと。また、持続的な財政基盤制度の構築を図ること。

- (4) 障害福祉サービス等の利用計画作成に係る相談支援事業について、その着実な推進のため、相談支援専門員の人員基準の緩和や処遇改善に係る財政措置、報酬体系の見直し等を図るとともに、利用計画案の有無を支給決定要件から除外するなど、環境整備を行うこと。

なお、特定相談支援事業者について、専門的な知見の蓄積と人材の確保を図り、円滑な指定と適正な監査の実施を可能とするため、適切な措置を講じること。

- (5) 事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充、処遇改善を含め、必要な措置を講じること。

なお、障害福祉サービス等報酬の地域区分については、地域の実情を踏まえた適切な区分を設定すること。

(6) 自立支援医療については、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の措置を講じること。

(7) 人工内耳について、補装具として位置付けるとともに、更新時においても健康保険を適用できるようにする等、利用者負担の軽減を図ること。

また、補聴器の交付基準・修理基準について実情にあったものとするとともに、軽度・中等度難聴者の補聴器購入について補装具費の支給制度で対応するよう見直すこと。

(8) グループホームの整備、社会福祉施設の老朽化対策及び耐震化等の障害者福祉サービスの基盤整備のため、社会福祉施設等施設整備費補助金について、必要な財源を確保するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、社会福祉施設の防犯対策について、防犯カメラ等の設置整備を継続して推進するとともに、安全確保のためのガイドラインを作成し、自治体及び関係機関への助言・指導を行うこと。

(9) グループホームの整備について、豪雪地域の実情に応じた高床式構造住宅の転用が行えるよう、建築基準法における耐火建築物の適用基準を緩和すること。

また、既存住宅のグループホームへの転用について、同法における用途基準を明確にすること。

(10) 自立支援給付を受けている障害者の市外からの転入に伴い、居住地自治体の負担増を招かないよう、サービス付き高齢者向け住宅についても対象施設とするなど、居住地特例の対象施設の範囲を拡大すること。

2. 障害者差別解消法に基づき、都市自治体が行う合理的配慮の提供、啓発活動、相談・紛争解決の体制整備等の施策や共生社会の実現に向けた取組に対し、所要の財政措置を講じること。

3. 精神障害者に係る公共交通運賃、有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等を関係機関へ要請すること。

4. 重度障害者等の障害者への医療費助成について、全国一律の助成制度を創設するなど十分な支援措置を講じること。

5. 発達障害児等に係る早期の発見・相談・支援等について、地域の実情に応じた人材の養成・確保や拠点施設等の体制整備を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
また、早期療養を実施するため、発症要因の更なる究明を図ること。
さらに、発達障害の専門医の育成と充実を図ること。
6. 聴覚障害の早期発見・早期療養を図るため、新生児聴覚検査に係る費用負担について、適切な財政措置を講じること。
7. 障害者の地域での社会参加を保障するため、雇用の場の確保に取り組むこと。
また、重度障害者等の通勤に係る助成制度について、障害者個人にも対応可能な制度とすること。
8. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。
9. 日常生活自立支援事業について、専門員等の拡充に向け必要な財政措置を講じるとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、実施主体の拡大を図ること。
10. 「手話言語法（仮称）」を制定すること。
11. 精神障害者相談員制度を法定化すること。
12. 障害者虐待防止法に基づき、虐待を受けた障害者を一時的に保護する施設について、都市自治体が単独で確保し続けることは財政負担が過重であること等を勘案し、広域での整備を可能とするなど、適切な措置を講じること。
13. 強度行動障害を伴う障害者に対する支援体制の構築を図るとともに、所要の財政措置を講じること。
14. 身体障害者のがん検診に係る費用について、助成制度の創設等により支援措置を講じること。

地域医療保健に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師確保対策について

- (1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

さらに、地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、所要額を確保するとともに、弾力的な活用を図ること。また、都市自治体が事業を円滑に実施できるよう、交付スケジュールを見直すこと。

- (2) 医師等の不足が深刻な特定診療科や救急医療において、医師・看護師等の計画的な育成、確保及び定着が図られるよう、実効ある施策及び十分な財政措置を講じること。特に、産科医については、増員等の体制整備による負担軽減を図ること。

また、産科・小児科医の集約化・重点化に当たっては、拠点病院である公的病院に適切な配慮を行うこと。

- (3) 地域医療を担う医師を養成するため、実効ある「地域枠」を拡充するとともに、医学部における教育の充実を図ること。

また、若手医師育成のため、専門指導医の確保策を講じること。

- (4) 看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地元への定着等を図るため、養成機関の充実や労働環境の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。

- (5) 復職支援等、女性医師等が継続して勤務できる環境を整備するなどの支援策を拡充すること。

- (6) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、

地域医療を維持・確保し、質の高い医師の養成と医師偏在の解消に資するものとなるよう、当該制度の改善を図ること。

また、魅力ある研修体制へ向けて努力している地方病院について、適切な財政支援を行うこと。

(7) 新たな専門医制度については、医師偏在を助長すること等のないよう、地域における医療の確保と住民の健康維持に責任を持つ都市自治体等の意見を十分に踏まえ、慎重に対応すること。

(8) 地域における医師の不足・偏在を解消するため、医師に一定期間の地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する実効ある対策を講じること。

また、医師を適正配置する仕組みを構築すること。

2. 自治体病院等について

(1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

特に、自治体病院を整備・運営する都市自治体に対する安定した財政措置、公立病院特例債の元金償還に対する財政措置及び補償金免除繰上償還制度の改善・再開等、十分な措置を講じること。

(2) 病院事業において生じる控除対象外消費税負担が公的病院等の経営に深刻な影響を与えていることから、診療報酬や消費税の制度見直しを図るなど、必要な対策を講じること。

(3) 都市自治体が行っている公的病院等への助成について、地域の実情に配慮した十分な財政措置を講じること。

(4) 第三次救急医療を担う公的病院等については、当該医療圏内の市町村の住民が利用することから、当該病院等へ助成を行う主体及び助成に対する特別交付税措置の対象を都道府県とすること。

3. 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

また、医療過疎地域においても等しく高度医療を受けることができるよう、十分配慮すること。

4. がん対策について

(1) 「がん対策推進基本計画」における受診率を達成できるよう、大腸がん、胃がん及び肺がん検診等、都市自治体を実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じるなど、がん対策の一層の充実を図ること。

また、検診方法及び検診体制の拡充を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業の充実を図るとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じることにより、安定的な実施体制を構築すること。

また、速やかな情報提供及び十分な啓発を行うとともに、恒久的な制度とすること。

なお、助成対象者及び補助対象経費を拡充すること。

5. 感染症対策について

(1) 今後新たに定期接種化されるワクチン及び既存の定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、国民が等しく予防接種を受けることができるよう、制度の整備を図ること。

(2) おたふくかぜ、ロタウイルスについて、早期に定期接種として位置付けること。

また、法定接種化に当たっては、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。

(3) 任意予防接種に対する十分な財政措置を講じるなど、感染症対策を強化すること。

(4) 骨髄移植等により定期接種の再接種が必要となった場合、当該再接種を定期接種として位置付けること。

(5) ワクチンの安定供給対策を講じるとともに、ワクチン不足時における接種期間の延長等の特例措置や経過措置を設けること。

また、ワクチン価格や問診料等の接種費用について、国の責任において、全国統一的な委託単価標準の設定を行うこと。

さらに、混合ワクチンの開発・導入等により、被接種者等の負担軽減を図ること。

(6) 風しんの流行や先天性風しん症候群を予防する対策を講じるとともに、抗体検査から予防接種まで十分な財政措置を講じること。

(7) 質の高い結核対策を確保するため、感染症指定医療機関に対する財政措置の充実を図ること。

また、結核対策特別促進事業について、補助申請額全額を確保すること。

(8) 定期接種化された成人用肺炎球菌ワクチンについて、65歳以上全員を接種対象者とする。

(9) 子宮頸がんワクチンについて、接種後の副反応に係る治療法確立を図り、被害者の支援体制を整備するとともに、副反応リスクの少ないワクチンに改良すること。

また、健康被害救済制度については、被害者の実情に応じて補償範囲を拡大すること。

6. 地域包括ケアシステムの構築に際し、在宅医療を担う医師・看護師の育成・確保を図るとともに、医療・福祉従事者の多職種連携の推進に必要な対策と財政措置を講じるなど、在宅医療の充実を図ること。

また、在宅療養支援診療所の整備のための安定的な財政措置を講じること。

さらに、医療機能の分化・連携に向け、かかりつけ医がその本来の機能を果たせるよう、十分な周知・啓発を図ること。

7. 地域医療構想における病床の機能分化・再編については、地域の実情に即したものとすること。

なお、2025年に向け、医療需要の増加に応じた医療提供体制の整備が図られるよう、見直しを含めた早急な措置を講じること。

8. 都市自治体が単独で実施している各種医療費助成について、国において早期に制度化するとともに、制度化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じること。

9. 小児慢性特定疾病に該当しない慢性的な疾病により長期の治療が必要な低所得世帯の児童を対象として、医療費の負担軽減措置を講じること。

10. 不妊症・不育症治療に対する支援について

(1) 不妊症・不育症治療に係る経済的負担を軽減するため、治療費等に対する必要な支援措置を講じること。

(2) 不妊症・不育症で悩む患者がカウンセリング等を受けやすい環境を整備するとともに、相談窓口の周知を図ること。

(3) 特定不妊治療費助成事業について、対象範囲の拡大や補助額の引上げなど、支援措置を拡大すること。

11. ドナーが安心して骨髄提供を行えるよう、休業に対する支援制度を創設する等、環境整備を図ること。

12. 都市自治体における保健師確保のため、大学や保健師養成所等に対し、自治体への就業を促す広報等の働きかけを行うこと。

また、保健師等専門職員の人材バンク等の制度創設を図ること。

13. 指定要件を満たした都市自治体が円滑に中核市に移行できるよう、いわゆる「飛び地」等の保健所の所管区域に関する課題を共有し、その解決を図ること。

国民年金に関する提言

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 持続可能で安心できる年金制度の構築を図ること。
2. 定住外国人無年金者に対し、国の責任において救済措置を講じること。
3. 国民年金に関する資格の取得及び喪失等に係る職権適用範囲を拡大し、被保険者の届出等を簡素化すること。
4. 年金給付関係事務について、年金請求書の受理等事務を年金事務所に統一し、窓口の一元化を図ること。

また、一元化までの間、希望する市町村に年金事務所の出張窓口を設置できるようにすること。

水道事業に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水道施設の耐震化、老朽化対策等について

(1) 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、耐震化や安全強化、老朽化した施設の更新・改良、再構築等が促進されるよう、財政措置の拡充等を図ること。

特に、生活基盤施設耐震化等交付金について、所要額を確実に確保するとともに、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うなど、制度の充実を図ること。

(2) 大規模災害時の広域連携に向けた支援体制の強化を図ること。

2. 水道事業の健全経営のため、起債の融資条件や借換制度の条件緩和を図るとともに、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和すること。

3. 簡易水道等施設整備費の国庫補助について、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図ること。

また、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業及び上水道事業と統合した簡易水道事業について、財政措置の拡充を図ること。

4. 水道事業体の広域化について、支援体制を整備すること。

特に、水道事業運営基盤強化推進等事業について、採択基準の緩和や補助対象の拡大を図ること。

5. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。

6. 河床の生物に起因する水道水のカビ臭について、全国的な実態調査及び発生メカニズムの研究を行い、発生防止対策を講じること。

また、カビ臭原因物質の吸着性能がより高い粉末活性炭の開発を促進すること。

7. 水道事業者が水源地域の土地を買収する際の財政支援制度を創設すること。

雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な雇用対策について

(1) 持続可能で自立したまちづくりをしていくため、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体を実施する雇用・就業対策について財政支援の充実を図ること。

また、U J I ターンによる就業を促進するため、人材と就業先のマッチングを図る取組に対する支援を行うこと。

(2) サテライトオフィスの地方誘導策や在宅勤務の普及を図るなど、働き方改革の推進を図ること。

(3) 企業の本社機能等の地方分散を促進するため、雇用促進税制における雇用者数等の要件緩和を行うこと。

(4) 地方における大学生等の若者雇用の創出のため、企業に対し、地域限定社員採用枠の導入を促すこと。

2. 事業主に対する高年齢者雇用確保措置の徹底とあわせ、高齢者の就労機会の拡大を図ること。

また、シルバー人材センター事業について、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情を勘案した適正な事業運営のため、所要の措置を講じること。

3. 女性の就労機会の拡大を図ること。

また、働く女性の出産、子育て、職場復帰等に当たり、経済的不利益が生じないよう処遇の改善を図るなど、労働環境の整備を推進すること。

4. ふるさとハローワーク（地域職業相談室）について、廃止に係る基準を撤廃し、設置の継続を可能にすること。

5. 外国人技能実習制度について、実習生の十分な技能の修得を図るため、宿泊業及び飲食業を技能実習 2 号移行対象職種とすること。

6. 東日本大震災関係について

被災地における若者の地元定着を図るため、雇用創出対策を講じるとともに、地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組に対する財政措置を講じること。

また、介護保険事業者等における雇用の維持・確保に対し、人材確保対策を講じるとともに、助成制度の拡充を図ること。

廃棄物・リサイクル対策に関する提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理施設の整備等について

ダイオキシン対策等を施した廃棄物焼却施設が老朽化するなど、多くの地域で耐用年数を大幅に超える廃棄物処理施設が多数あり、適切なタイミングで更新・改良を進める必要があることを踏まえ、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

(1) 循環型社会形成推進交付金について

- ① 都市自治体に対し交付申請額が満額交付されるよう、所要額を確実に確保すること。また、交付率を引き上げる等、制度の充実を図ること。
- ② 廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に拡充させること。
- ③ 災害廃棄物用ストックヤード、周辺環境施設、中継施設の整備事業、すべての廃棄物処理施設の整備に係る用地費を交付対象とするなど、都市自治体の実情に即したものとなるよう見直すこと。
- ④ 基幹的設備改良事業に係る二酸化炭素排出量の削減達成を条件とする基準を廃止すること。
- ⑤ エネルギー回収型廃棄物処理施設の対象事業を拡充すること。
- ⑥ 人口要件の見直しや特例地域の拡大など、交付対象地域人口に関する要件を緩和すること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

また、別の敷地に建設する場合も同交付金の交付対象とすること。

(3) 一般廃棄物処理事業債について、近年の廃棄物処理施設の建設費が急激に値上がりし、起債額が高額となっていることから、償還期間を延長すること。

2. 家電リサイクル制度について

- (1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い方式」に改めること。

(2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬処理費用、リサイクル費用については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が負担する仕組みとすること。

3. 容器包装リサイクル制度について

(1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。

特に、都市自治体の収集運搬、選別保管に係る費用や負担を軽減すること。

(2) 容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、発生抑制、再利用を優先させる仕組みを構築すること。

(3) 廃プラスチック類の再商品化対象範囲を拡大し、再資源化を促進するとともに、再商品化手法を都市自治体が柔軟に選択できる仕組みとすること。

4. 小型家電リサイクル制度について

(1) 事業の安定を図るため、国が応分の費用を負担すること。

(2) 事業者の負担による小型家電の自主回収システムの確立を図ること。

(3) 小型家電のリサイクルを促進するため、認定事業者による回収拠点の増設が容易になるよう、制度を見直すこと。

5. 食品リサイクル制度における食品循環資源の再生利用の促進を図ること。

また、広域処理等に係る制度を拡充するとともに、国と都市自治体との連携強化策を講じること。

6. 廃棄物の焼却により発生する焼却灰等のリサイクル処理費用に対し、十分な財政措置を講じること。

7. ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物について、都市自治体が処理期間内で確実に処理を完了できるよう、処理体制を充実させるとともに、起債措置の創設を含めた財政支援を講じること。

8. 水銀含有廃棄物及び不法投棄された薬品類について、事業者による回収を義務化するなど、早期に処理体制を確立するとともに、都市自治体が負担している処理費用を国が負担すること。

9. ごみの発生抑制と再資源化を実現するため、事業者によるLCA（ライフ・サイクル・アセスメント）の普及促進を図ること。
10. 災害廃棄物を集積していた仮置場の復旧に係る費用の全額を国が負担すること。

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球温暖化対策への対応について

- (1) 地球温暖化対策計画における温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、都市自治体はその役割に応じて実施する廃棄物の減量化等の施策に対して、必要な財政措置を講じること。
- (2) 都市自治体が地球温暖化対策を着実に実施することができるよう、温室効果ガス排出量の算出に必要なデータの提供について、電気事業者及びガス事業者に対する一層の指導を図り、必要な体制を速やかに構築すること。

2. 微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染への対応について

- (1) 原因究明を進めるとともに、越境汚染対策を含め、実効性のある大気汚染対策を講じること。
- (2) 精度の高いシミュレーションモデルを構築し、全国一律に周知・運用できる制度を整備すること。
- (3) 都市自治体が行う他国の友好都市等との連携・協力の取組に対し、支援措置を講じること。

3. 浄化槽・コミュニティ・プラントの整備等について

- (1) 水洗化普及率の早期向上や合併処理浄化槽の普及促進等を図るとともに、地域住民の負担を軽減するため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備事業に係る財政措置の拡充を図ること。
- (2) 浄化槽法に定める定期検査や保守点検等のあり方を見直し、管理者の負担軽減を図ること。
- (3) コミュニティ・プラントにおける施設更新に対する交付要件の緩和及び交付率の引上げを図ること。

4. アスベストによる健康被害対策について

- (1) 中皮腫や肺がんのリスクを有する石綿ばく露の所見（胸膜プラーク等）のある

者に対する健診の実施など、恒久的な健康管理システムを創設すること。

(2) 住民自らが適切に健康管理を行うための必要なリスク情報を開示すること。

5. 豊かな自然環境の保全と再生を図るため、国民一人ひとりが活動を推進するための新たな仕組みを構築すること。
6. 地域における湖沼の環境保全について、国において対策を推進するとともに、都市自治体が行う事業に対し、更なる支援措置を講じること。
7. 地下水の保全を図るため、揚水規制や水質管理の徹底等に係る制度整備を図るとともに、公共性の高い貴重な資源である点を踏まえ、地下水利用に係る新たな方策を講じること。
8. 特定外来生物への対策を強化すること。
9. 都市自治体が行う動物収容・譲渡対策施設整備事業について、十分な財政措置を講じること。
10. 公衆浴場営業者の経営安定化のため、更なる支援措置を講じること。
11. 食中毒のリスクが高い生食用鶏肉の取扱いについて、早急に実効性ある規制を確立すること。
12. 国立公園満喫プロジェクトを推進するため、都市自治体をはじめとした多様な関係者の取組に対し、十分な財政支援を行うこと。

公立学校施設等の整備に関する提言

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設は学習・生活の場であるとともに、災害発生時の避難場所としての役割を果たすことから、耐震化事業を計画的に推進するため、必要な財源を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。

特に、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うこと。

なお、耐震化のための改築事業についても、確実に採択されるよう、十分な財源を確保すること。

また、速やかな事業執行ができるよう、早期内示に努めること。

2. 公立学校施設について、都市自治体が新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。

特に、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うとともに、速やかな事業執行ができるよう、早期内示に努めること。

また、学校規模適正化に伴う統廃合に当たっては、施設整備等について、財政措置の拡充を図ること。

3. 学習環境の改善のため、空調設備やトイレ等の学校施設の整備に対する国庫補助事業について、必要な財源を確保するとともに、対象事業の拡大や算定割合の嵩上げ等の拡充を図ること。

また、学校給食施設の整備について、多くの市町村が更新時期を迎えることから、財政措置の拡充を図るとともに、学校給食に係る機器や運送車両等の更新事業に対する財政措置を講じること。

なお、速やかな事業執行ができるよう、早期内示に努めること。

4. 国有の学校用地については、無償譲渡または無償貸付とし、増改築承諾料の徴求を廃止すること。

また、統廃合によって学校の用に供さなくなった用地については、無償または大幅に減額したうえで、都市自治体に譲渡すること。

5. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。
6. 社会教育施設の建設または耐震化及び老朽化に伴う大規模改修等について、十分な財政措置を講じること。
7. 公立小中学校を地域の核として位置付け、公共施設の複合化を進めるため、関係府省庁を横断した財政措置を講じること。
8. 都市自治体が設置する陸上競技場について、地域における競技の実情に即した公認が行われるよう、必要な措置を講じること。
9. 激甚災害法による公立社会教育施設災害復旧費補助金及び公立学校施設災害復旧費国庫負担法の嵩上げ措置の適用要件については、特定地方公共団体に該当する基準を撤廃すること。
10. 地方創生を担う人材の創出に資するよう、公立大学の施設整備に対する財政措置を講じること。

義務教育施策等に関する提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校及び義務教育学校の教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、学級編制及び教職員定数の標準について一層の見直しを図るとともに、所要の税財源措置を講じること。
特に、少人数学級については、後退することなく、引き続きその推進を図ること。
- (2) すべての小中学校に対して、専任のいじめ対策担当教諭を配置するため、定数上の措置とあわせ、必要な財政措置を講じること。
また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実と、財政措置の拡充を図ること。
さらに、適応指導教室にスクールカウンセラー等を配置するとともに、運営に係る財政措置の拡充を図ること。
- (3) 日本語指導等を必要とする帰国・外国人児童生徒が在籍する学校について、教職員配置の充実を図るとともに、日本語指導等を行う支援員の配置を充実させるため、財政措置の拡充を図ること。
- (4) 小学校の外国語活動、中学校の外国語学習等の円滑な実施のため、正規教職員の確保や地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置の拡充を図ること。
- (5) 大規模校における養護教諭の負担が過大となっていることを踏まえ、各校の実情に応じて養護教諭を複数配置できるよう、配置基準を見直すこと。

(6) ICT教育の推進に向け、ICT支援員の配置に対する十分な財政措置を講じること。

また、学校におけるICT環境整備に当たり、機器の整備、無線LAN基盤の構築、校務支援システムの導入及び維持管理に対する十分な財政措置を講じること。

(7) 教員の事務負担を軽減するため、事務職員の配置改善を行うとともに、十分な財政措置を講じること。

(8) 学校図書館の充実や読書活動の推進を図るため、専任の司書教諭を適切に配置するとともに、財政措置の拡充を図ること。

(9) 免許外教科担任を解消するため、当該教科の免許を有する非常勤講師を配置できるよう、財政措置を講じること。

(10) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、新たに加配教員を配置するなど、常勤教員の補充について十分配慮すること。

(11) 食育の推進や食物アレルギー等への十分な対応のため、栄養教諭等の配置定数を拡充すること。

(12) 部活動に係る教職員の負担を軽減するため、指導体制の改善に必要な財政措置の拡充を図ること。

また、速やかに部活動指導員の確保や配置ができるよう、ガイドラインを早期に示すこと。

(13) 教職員の大量交代期において、学校の教育力を低下させることなく質の高い教育を保障するため、拠点校指導員を増員して初任者研修制度の充実を図ること。

3. 障害児等の学習環境の充実について

(1) 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育に対応する教職員定数の拡充を行うこと。

また、通常学級に在籍する児童生徒、LD、ADHD、広汎性発達障害等の専門的な教育的支援や医療的ケアを要する児童生徒への支援体制の充実を図ること。

さらに、特別支援教育を担当する専任の教員、特別支援教育支援員、特別支援教育コーディネーター、看護師等の医療教員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じること。

加えて、地方単独事業として配置している補助員等に対する財政措置を講じる

こと。

- (2) 一人ひとりの特性とニーズに応じたきめ細かい教育支援が可能となるよう、特別支援学級における児童生徒の定数の引下げを行うこと。

また、児童生徒の障害に応じた就学を促進するため、障害種別による学級編制を積極的に進められるよう、所要の措置を講じること。

- (3) 幼稚園において発達障害の症状の早期発見や発達障害の状況に応じた適切な支援を行うため、補助員等の配置等に係る財政措置の拡充を含む支援措置を講じること。

- (4) インクルーシブ教育システムの構築に向け、財政支援等の所要の措置の充実を図ること。

- (5) 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、院内学級について入級手続きの簡素化を図ること。

- (6) 知的な遅れを伴わない発達障害等の生徒が特別支援学校高等部に入学できるよう、必要かつ積極的な措置を講じること。

また、平成30年度から制度の運用が開始される高等学校の通級指導教室について、早期に設置校を拡大するとともに、特別支援教育の専門家を配置するなど、支援体制を充実強化すること。

4. 子どもの貧困対策等の推進について

- (1) すべての子どもの貧困対策を総合的に推進すること。

また、貧困による教育格差の解消等の喫緊の課題に対応するため、教職員の配置について、一層の措置を講じること。

さらに、貧困削減の数値目標及び計画を策定するとともに、具体的な施策に取り組む都市自治体に対する必要な財政措置を講じること。

- (2) 幼稚園就園奨励費については、超過負担が生じないよう十分な財政措置を講じること。

また、幼児教育の無償化の実現に当たっては、現場を預かる都市自治体と十分な協議を行うとともに、必要な地方財源を確実に確保すること。

- (3) 経済的に困難を抱える若者の進学を支えるための奨学金については、給付型奨学金制度の拡充と独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金における無利子貸付の対象拡充を図ること。

また、大学を卒業した若者が地元で就職し、活躍するなど、人材定着にも資す

る奨学金制度とすること。

さらに、独自の奨学金制度を設ける自治体に対する支援を講じること。

(4) 貧困状態にある子どもの教育機会を保障するため、扶養義務者間以外への教育資金贈与信託・公益信託制度を創設するとともに、贈与税非課税特例の適用を講じること。

5. いじめ防止対策推進法等を踏まえた都市自治体の取組を充実させるため、財政措置の拡充を図ること。

また、学校ネットパトロール事業に対し、財政措置等の十分な支援策を講じること。

6. 小中一貫教育の推進について

(1) 小中一貫教育の取組を推進するため、教職員の定数措置や加配措置を講じるとともに、導入に向けた取組についても、人的措置を含めた支援制度を確立すること。

(2) 義務教育学校の整備を推進するため、地域の実情を踏まえて実施する施設整備や敷地の取得・拡幅について、財政措置を講じること。

(3) 併設型小中学校間の連携・交流活動を充実したものとするため、移動経費に対する財政措置を講じること。

7. 学校の統廃合に伴うスクールバスの購入・運行等について、十分かつ確実な財政支援措置を講じること。

また、遠距離通学費補助制度における補助期間の延長や通学距離の基準の緩和等、制度の拡充を図ること。

8. 保護者の教育費負担軽減のため、学校給食費の公費負担の在り方について検討すること。

9. 放課後子ども教室に係る補助制度については、地域の実情に応じた運営が行えるよう、十分な財政措置を講じること。

10. 地方の特色を生かした魅力のある大学の創出など、地方高等教育機関の活性化を

図ること。

また、地域の人材育成等に対し、その機能を十分発揮できるよう、地場産業振興に資する研究や教育プログラムの開発など、多様な支援策を講じること。

さらに、高等教育機関の地方移転や新設に伴う施設整備費等に対する財政支援制度を創設すること。

11. 地方創生を推進するため、私立大学等経常費補助金の交付基準については、全国一律の適用ではなく、地域要件を設けるなど、地方大学における入学定員充足率に係る基準を緩和すること。

12. 学校及び教育委員会に対する各種報告や統計諸調査等を整理し、教職員等の負担軽減を図ること。

13. 新学習指導要領実施に伴う教師用教科書等の購入経費について、財政措置の拡充を図ること。

14. 新学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、生徒の学習意欲を促す学習空間の整備が図られるよう、財政措置を講じること。

15. 社会に開かれた教育課程の実現に向け、地域コーディネーターの配置を進めるとともに、地域学校協働活動推進事業の拡充を図ること。

16. 高等学校等就学支援金制度について、就学援助を拡充し、授業料の無償化を図ること。

また、支給申請に係る手続きの一層の簡素化を図ること。

17. 準要保護児童生徒就学援助費について、教育の機会均等の観点から、十分な財政措置を講じること。

また、要保護児童生徒援助費補助金の交付要綱について、平成29年3月に小学校就学予定者を支給対象とする一部改正が行われたことを踏まえ、要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助に係る事務処理要領についても改正を行うこと。

さらに、ひとり親家庭等を対象に、高校入学時に要する費用等の支援制度を創設

すること。

18. 小中学校において、地域社会を支える「ひと」を育てる教育を推進するため、明確な方針を示すこと。

19. 総合型地域スポーツクラブの持続的な発展を推進するため、同クラブの運営や指導者育成等に対する財政措置を講じること。

20. 都道府県立・私立を問わず、都市自治体が設置する高等学校の寄宿舎の維持運営費について、地方財政措置の対象経費となるよう、特別交付税措置の要件の緩和を図ること。

21. 文化財の保存等について

(1) 国は、文化財の保存・公開・活用・継承等に係る取組を推進するとともに、地域の振興・活性化を図るため、財政措置の継続・拡充を図ること。

また、都市自治体が行う文化財保護・保存措置の経費に対する財政措置を講じること。

(2) 地域固有の文化の無形文化遺産登録への支援を行うこと。

また、世界文化遺産等を構成する文化財について、保存修理・整備、防災事業に係る十分な財政措置を講じること。

(3) 日本遺産認定地域において、魅力発信に係る取組を強力的に推進するため、財政措置を拡充すること。

22. 東日本大震災関係について

(1) 震災によるPTSDを抱える児童生徒への対応等について、長期的な支援が必要不可欠であることから、養護教諭や就学援助の増加等に対応する事務職員も含めた加配の充実を図ること。

(2) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、弾力的な学級編成ができるよう復興加配教員等の継続した配置を図ること。

(3) 被災児童生徒就学支援等事業について、平成30年度以降も全額国費による支援を継続するとともに、被災児童生徒就学支援等事業交付金により実施されている

通学補助制度について、被災者の生活再建が完了するまで継続すること。

東京オリンピック・パラリンピックの開催に関する提言

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた支援策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 開催に向けた環境整備等について

(1) 機運醸成に資する全国的な取組を実施するとともに、地域の創意工夫による「おもてなし」をはじめ、地域活性化やレガシー創出につながる取組への支援を行うとともに、財政措置の拡充を図ること。

また、都市自治体に対し、きめ細かな情報提供を行い、意見交換の機会を充実させるとともに、自治体・企業等による広域連携公民協働による活動の取組に対し、財政措置を含めた支援を行うこと。

(2) 選手や観光客等の受入体制を整えるため、交通機関や各種施設等における多言語対応、無料Wi-Fiの整備、ボランティアの育成等を推進するとともに、十分な財政措置を講じること。

(3) 心のバリアフリーの普及啓発を推進すること。

(4) 治安対策について万全を期すること。

(5) 選手や指導者の育成に係る支援を拡充すること。

(6) 文化プログラムの実施について、技術的・財政的な支援措置を講じること。

また、文化財を観光資源として活用した事業や、文化芸術振興・教育振興等に係る取組に対し、十分な財政措置を講じること。

(7) IOCとWHOが推進するスモーク・フリー・オリンピックについて、過去の大会開催都市における対応を踏まえつつ、早期に適切な対応を図ること。

2. 開催に向けた施設整備等について

(1) 大会の開催効果を波及させるため、公立スポーツ・文化施設等の整備について、財政支援の拡充を図ること。

また、事前キャンプ地の施設整備について、財政支援を拡充すること。

(2) 選手や観光客等の受入体制を整えるため、道路・鉄道等のインフラ整備を一層推進すること。

(3) 競技会場等におけるユニバーサルデザインとバリアフリー化の推進に対する支援を拡充すること。

なお、競技会場の整備に当たっては、周辺環境や景観等との調和に十分配慮すること。

(4) 日本の魅力を発信すべきこの絶好の機会に、「歴史的風致」の維持向上を図るため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく社会資本整備総合交付金等の充実等、財政支援を拡充すること。

(5) ナショナルトレーニングセンターの拡充整備を推進すること。

また、地域スポーツ施設の改修や用地取得等について、地域の実情を踏まえた十分な財政措置を講じること。

(6) 感染症対策について、万全を期するため、予防・防止・研究等のための対策を充実すること。

(7) 外国人観光客の利便性、快適性を向上し、リピート率を高めるため、観光案内所等の観光施設の整備・運営等に対する支援制度の拡充を図ること。

3. ホストタウン推進のため、来日する選手等との交流についての情報提供等の支援を行うとともに、事前キャンプのための施設整備や国際交流に係る経費等について、財政支援を拡充すること。

まちづくり等に関する提言

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体による自主的で主体的なまちづくりが実現できるよう事務の簡素化や制度の見直しなど、まちづくりを行う際の運用改善を図るとともに、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関係制度に係る権限を都市自治体に移譲すること。
また、都市計画施設等の改修・更新については、より広く都市計画税を充当できるように都市計画運用指針を見直すなど柔軟に対応すること。
2. コンパクトシティの形成など、まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策については、地域の実情に応じた適切な財政措置を講じるとともに、税制特例措置の拡充を図るなど、都市自治体の施策を積極的に支援すること。
3. 都市自治体や民間が行う市街地再開発事業については、地域の実情に応じた適切な財政措置を講じること。
4. 街路事業を着実に推進するため、安定的かつ十分な財源を確保し、地域特性を考慮した財政措置を拡充すること。
5. 連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業については、地域の実情を踏まえ採択基準を緩和するなど財政措置を拡充すること。
6. 私道の公道化が円滑に推進するよう対策を検討すること。
7. 地域の活性化及び持続的な発展を図るため、地域の特性に即した取組や広域プロジェクトを推進すること。
8. 不適切な残土処分行為を規制するため、実効性のある法的整備を図ること。
また、山砂利等の採取跡地の修復整備及び環境改善を図るため、都市自治体が良質な建設発生土を確保できるよう適切な措置を講じること。

9. 大規模盛土造成地の耐震化については、十分な地方財政措置を講じること。

10. 法定外公共物の維持管理費に係る財政措置を講じること。

11. 東日本大震災関係

防災集団移転促進事業で取得した移転跡地の利活用を推進するため、適切な財政措置を講じること。

公共事業に関する提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 災害に強い都市基盤の構築及び地域経済の活性化のため、都市基盤の計画的かつ着実な整備に必要な公共事業予算を確保するとともに、人材確保を含めた施工確保対策を講じること。
2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の計画的な事業執行に支障を来すことのないよう十分な予算を確保し、適切に配分すること。
また、両交付金制度については、対象事業の拡大、採択基準の要件緩和及び事務の簡素化などにより都市自治体が活用しやすい仕組みにすること。
3. 公共施設等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。
特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却に係る財政措置を拡充すること。
4. 所有者を特定することが困難な土地については、公共事業や農地・林地の集約化等の阻害要因となっていることから、地域の実情に応じた適切な利用や管理ができるよう必要な法整備を図ること。
あわせて、相続登記を義務化するなど、相続登記のあり方についても検討を行うこと。
5. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ、農地の納税猶予制度の拡充など税制上の優遇措置を充実すること。
6. 公契約において、適正な労働条件や品質が確保されるよう実勢価格を反映した公共工事設計労務単価を設定するなど必要な措置を講じること。
7. 大規模自然災害の被災地における公共施設の災害復旧・復興については、十分な

財政措置を講じるとともに、原型復旧に止まらず、将来の災害に備えた防災・減災対策を講じること。

都市公園等に関する提言

都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市公園等の整備を促進するとともに、老朽化対策に係る財政措置を充実すること。

また、公園施設長寿命化対策支援事業の採択要件を緩和すること。

2. 緑地等保全のための支援制度の充実

- (1) 都市自治体による緑地等の用地取得及び保全に係る財政措置を充実すること。
- (2) 都市における民有地等の緑地保全を図るため、保存樹林地・生産緑地等に対する相続税納税猶予制度など、土地所有者の負担軽減制度を見直すこと。

治水事業等に関する提言

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 台風・集中豪雨等の気象災害対策の推進

- (1) 都市自治体が管理する河川の改修及び管理施設の整備、老朽化対策並びに内水対策等に係る支援制度の拡充など財政措置を充実すること。
- (2) 大規模水害及び局地的な大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、抜本的な治水安全度の向上に寄与する河川管理施設等の整備を促進するとともに、老朽化及び耐震化に伴う改修・更新等を推進すること。
- (3) 民間施設への雨水貯留施設の設置を促進するため、事業者に対する支援を拡充すること。

2. 土砂災害対策の推進

- (1) 激甚化する土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や危険箇所における基礎調査の促進など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じること。
- (2) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、事業採択要件の緩和など財政措置を充実すること。
- (3) 都市自治体を実施する避難所等の防災体制の整備に係る支援を充実すること。
また、土砂災害警戒区域等の住宅改修・移転等に対する支援制度を充実するとともに、移転に伴う開発行為の要件を緩和すること。

3. 河川等の水質改善及び自然環境の保全・再生に係る事業を推進すること。

また、水辺環境を有効利用した交流拠点の整備等を促進するため、支援を拡充すること。

4. ダム周辺地域の地域振興等

- (1) ダム周辺地域の地域振興策について、必要な支援策を講じること。
また、国の政策転換などによってダム事業が中止となる場合は、代替となる地域振興策や治水・渇水対策事業の実施など適切に対応すること。

(2) 特定多目的ダムの整備に係る利水者負担金を軽減するとともに、完成後に要する維持管理費及び国有資産等所在市町村交付金の納付金が、基本計画の変更によって事業費が増嵩した場合に過剰な負担増とならないよう必要な措置を講じること。

5. 都道府県の収入となっている流水占用料等については、河川流域の都市自治体が置かれている状況を踏まえ、法改正等により当該都市自治体にも財源配分が可能となるよう制度を見直すこと。

6. 大規模自然災害の被災地における河川管理施設の災害復旧を推進するとともに、激甚な災害が発生した地域における再度災害防止対策を集中的に実施すること。

下水道に関する提言

下水道事業を効率的かつ効果的に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道の整備等の推進

(1) 下水道事業を計画的に普及拡大するとともに、施設の老朽化及び耐震化に伴う改修・更新等に対し、十分な財政措置を講じること。

また、下水汚泥の資源化の更なる推進のため、支援措置を拡充すること。

(2) 持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想については、同策定マニュアルに定める未整備地区の施設整備期間を地方の実情に合わせた期間とするとともに、各種污水处理施設の役割分担のもと、構想実現に向けた支援策を講じること。

(3) 下水道事業経営の健全化を図るため、高資本費対策としての公営企業繰出金に係る地方財政措置を拡充すること。

また、資本費平準化債の見直しに伴う経過措置を継続すること。

2. 市町村の合併の特例等に関する法律の特例措置後の流域下水道事業に係る財政措置を講じること。

3. 一部地権者の同意が得られない私道への公共下水道の敷設が円滑に推進するよう対策を講じること。

4. 下水道の普及を促進するため、末端管渠整備に係る財政措置を講じること。

5. 東日本大震災関係

被災地における下水道施設整備に係る改修・更新及び溢水対策等に対し、十分な財政措置を講じること。

道路整備財源の確保等に関する提言

地方が真に必要とする道路整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」による嵩上げ措置を平成30年度以降も継続し、長期安定的に道路整備を進められるよう適切な措置を講じること。
2. 地方が真に必要とする道路整備を計画的に実施できるよう必要な財源を確保すること。
また、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。
3. 道路ネットワーク構築のための財源確保等
 - (1) ミッシングリンクの解消、新たな国土軸の形成及び大規模災害時における代替性確保等のため、高速自動車国道、一般国道及び地方道等について、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで早期に整備すること。
 - (2) 高速自動車国道等における暫定2車線区間については、早期に4車線化及び付加車線設置を推進すること。
 - (3) スマートインターチェンジの整備を促進すること。
4. 道路・橋梁等の老朽化対策については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。
特に、点検等に係る費用については、幅広く地方財政措置を講じること。
5. 津波等の災害時における住民の安全・安心を確保するため、高速道路等の防災機能を活かし、防災拠点施設や避難場所等を一体的に整備すること。
6. 安全で快適な通行空間の確保のため、無電柱化、踏切道等における歩行者安全対策及び自転車通行空間整備を推進すること。

7. 地域活性化に資する「道の駅」の整備・活用については、十分な財政措置を講じるとともに、関係機関との連携体制の整備など必要な支援策を講じること。
8. 都市部及び都市部周辺の主要幹線道路等における渋滞の解消に資する対策を講じること。
9. 狭あい道路整備等促進事業については、事業を継続するとともに、適切な財政措置を講じること。
10. 東日本大震災関係
被災地域の産業復興、安全・安心なまちづくりを推進するため、復興道路・復興支援道路等の道路網について、事業完了までの財源を確保したうえで、早期に整備すること。

雪寒地帯に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 市町村道の除排雪及び豪雪被害対策に要する経費に係る税財政措置を拡充するとともに、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金においても適切な財政措置を講じること。
2. 新たな積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画の策定に当たっては、近年の雪寒都市における局地的かつ集中的な降雪を踏まえ、冬期の交通確保に万全を期すとともに、雪寒指定道路の指定拡大を図り、除雪、防雪及び凍害防止事業に係る財政措置を拡充すること。
3. 雪寒地帯で事業を営む事業者や進出を目指す企業の除排雪に対する支援策を講じること。

住宅・建築施策に関する提言

地域の実情に応じた良好な居住環境等を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修工事に係る財政措置を充実すること。

また、住宅・建築物安全ストック形成事業における住宅耐震化改修の上乗せ補助及び既存住宅の耐震に係る税制の特例措置を平成30年度以降も継続すること。

2. 空き家等対策の推進

(1) 地域住民の安全確保等の観点から、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく行政代執行に要する費用など、解体・除去に係る財政措置を充実するとともに、都市自治体の空き家対策を積極的に支援すること。

さらに、都市自治体の主体的な取組を後押しする観点から、様々な特性等に応じた取組事例や課題等を明らかにしたうえで、同法の見直しを検討すること。

(2) 空き家等の流通・利活用を推進するとともに、税制の特例措置を拡充するなど発生抑制に資する施策を積極的に推進すること。

3. 住宅・建築物アスベスト改修事業については、事業を継続するとともに、財政措置を拡充すること。

4. 東日本大震災関係

被災住宅用地特例による都市自治体の減収分については、確実に震災復興特別交付税により措置すること。

運輸・交通施策に関する提言

運輸・交通施策の更なる推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 新幹線の早期全線開業等

(1) 整備新幹線については、沿線都市自治体に過度な負担が生じないように建設財源を安定的に確保したうえで、早期に全線開業すること。

(2) 新幹線の利便性の向上を図るため、運送力強化や二次交通の充実等に資する支援を行うこと。

また、沿線自治体が行う新駅周辺地域の整備に係る財政措置を拡充すること。

(3) 整備新幹線の並行在来線の安定的な経営維持と利便性向上のため、財政措置の拡充を含め適切な支援措置を講じること。

(4) 基本計画に定められている路線については、整備計画への格上げに向けた調査を実施すること。

2. リニア中央新幹線については、財政投融资の活用等による支援を継続するとともに、早期開業に向け、関係機関等に働きかけること。

また、沿線自治体が行う中間駅の周辺整備等を円滑に推進できるよう財政措置を拡充すること。

3. 国鉄の分割・民営化に際し、J R北海道等は、営業損益で赤字が生じることが見込まれたことから、経営安定基金が設置され、その運用益をもって営業損失を補填することとされた。

しかし、分割・民営化から30年が経過した今、同基金のこの間の運用益は当初の想定に比し大幅に減少し、J R北海道等は大変厳しい経営状況に立ち至っている。

このため、安全投資等を十分に行うことができず、さらに、人口減少等により、利用客の減少に歯止めがかからないなど、その経営はますます厳しいものとなっている。

地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担うだけでなく、地域の経済活動の基盤となるJ Rの全国鉄道網を維持するため、J R北海道等の経営再建に向けて、積極的に支援すること。

4. 都市鉄道の路線延長、利便性の向上及び関連施設整備に必要な財政措置を講じること。

5. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等を解消するため、「自転車法」を改正し、鉄道事業者に対して駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務付けること。

あわせて、自転車等駐車場設置のための鉄道用地については、無償貸与とするなど適切な措置を講じること。

6. 地方空港の機能を強化するため、就航便の確保や国際便の受入れを推進するとともに、空港施設及び周辺地域の総合的な整備を促進すること。

7. 地域経済の活性化や交通の円滑化を図るため、地域の実情に配慮した有料道路割引制度を導入すること。

8. 放置船等の対策強化

(1) 関係省庁が連携し放置船等に対する監視・罰則を強化すること。

(2) 小型船舶の登録制度について、船舶購入時における係留場所管理者の係船許可証明の添付や船舶売却時における報告を義務付けるなど制度を強化するとともに、変更登録及び抹消登録等の申請時における船舶の状況確認を確実に行うこと。

また、登録内容について、都市自治体との情報共有を可能とする体制を構築すること。

(3) 漁船については、登録時における廃船処理に関する費用の預託や誓約書の提出を義務付けること。

(4) 環境保全や防災の観点から、漂着船や係留放置された漁船の処理経費に係る財政措置を講じること。

9. 水上オートバイの利用者へのマナー向上に向けた対策を講じること。

10. 大規模自然災害の被災地における鉄道施設等の災害復旧対策、さらには復旧後の鉄道経営の安定化に向け、十分な財政措置を講じること。

11. 東日本大震災関係

鉄道の早期復旧が図られるよう関係省庁が一体となって、鉄道事業者を支援すること。

生活交通の維持に関する提言

生活交通を維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域公共交通に対する総合的支援

- (1) 地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保維持改善事業の予算を十分に確保するとともに、対象要件の緩和など支援措置を拡充すること。
- (2) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設のバリアフリー化を推進するため、支援策を拡充すること。
- (3) 地域公共交通の利用促進及び利便性向上のため、交通系 I C カードの地域間またぎ利用を可能とするなど、利用環境改善に向け支援すること。

2. 離島航路の維持に必要な支援

- (1) 島しょ部等の生活交通として欠かせない離島航路・航空路を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置を講じること。
- (2) 離島航路におけるジェットフォイルの更新には膨大な建造費を要することから、新船の建造自体が消滅の危機に瀕している。
しかし、ジェットフォイルは離島航路存続には必要不可欠な存在であることから、運航会社の建造費に係る負担軽減措置を含めた抜本的対策を講じること。

3. 高齢者等の移動確保等に必要な支援

- (1) 免許返納後の高齢者などの交通弱者に対し、都市自治体等が独自に実施する公共交通施策に財政措置を講じること。
- (2) 道路運送法上の許可・登録を要せず、互助による高齢者等の送迎活動を目的とする運送行為に係る対価については、送迎活動の継続及び活性化を図るため、ガソリン代等の他に一定の金額を収受することが可能となるよう必要な措置を講じること。
- (3) コミュニティバス等が路線バス停留所を利用する場合の特例を都市自治体の担当部局に広く周知すること。

4. L R Tをはじめ新しい交通システムの導入に対する支援を充実強化すること。

5. 東日本大震災関係

地域公共交通確保維持改善事業の被災地特例については、対象要件を緩和するなど財政措置を拡充すること。

また、鉄道復旧までの代替交通を確保するため、必要な支援策を講じること。

港湾・海岸に関する提言

港湾・海岸の整備等を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 港湾整備事業及び海岸整備事業を促進するため、必要な予算を確保するとともに、重要港湾・地方港湾等の振興を通じた地域活性化及び国土強靱化の取組を推進すること。
2. 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の生命・財産を守るため、防波堤及び防潮堤の整備、海岸保全施設等の耐震化など港湾・海岸における防災・減災対策を推進するとともに、必要な財政措置を講じること。
3. 港湾施設及び海岸保全施設の老朽化対策については、インフラのストック効果を継続して発揮するため、戦略的な維持管理・更新に係る支援措置を講じること。
4. 養浜事業等の海岸侵食対策事業を推進するため、必要な予算を確保するとともに、海岸侵食対策に係る財政措置及び技術的支援を講じること。
5. 国際コンテナ戦略港湾については、港湾背後への産業集積による創貨、コスト低減・利便性向上、港湾運営会社に対する支援等による競争力強化を推進すること。
また、国際フィーダー輸送を担う地方港湾の機能を強化すること。
6. 全国各地に観光立国による効果をもたらすため、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進するとともに、港湾を核とした観光振興に資する取組を推進すること。
7. 港湾へのアクセス道路等の物流基盤施設の整備を推進すること。
8. 大規模災害発生時に生じる瓦礫等を適正に処理することができるよう海面処分場を計画的に整備すること。

9. 都市自治体における漂流・漂着・海底ごみ対策に係る財政措置を充実すること。

また、諸外国による海洋不法投棄を防止するため、関係諸国間において、不法投棄防止対策及び適正な処理方法に関する連携・協力を強化すること。

10. 東日本大震災関係

湾口防波堤及び防潮堤等の海岸保全施設等については、必要な財政措置を講じたうえで早期復旧・復興を実現すること。

観光振興に関する提言

地域の観光産業を振興するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 観光地としての国際競争力を高めるため、農水産物、自然景観及び歴史文化財など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。
2. すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう滞在・移動等の受入環境整備を推進すること。
特に、観光施設等における多言語対応など、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。
また、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の誘致など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。
3. 「住宅宿泊事業法」に基づき、多様な民泊サービスの健全な普及が図られるよう制度を運営すること。
4. 東日本大震災関係
観光復興は早期復興を促進する重要な役割を果たすことから、被災地への教育旅行回復に係る支援を強化すること。

農業に関する提言

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経済連携協定交渉等に係る適切な対応

(1) 日EU・EPAの大枠合意に伴い必要となる国内対策については、「総合的なTPP関連政策大綱」に盛り込み、我が国の農林水産業が将来にわたり持続的発展ができるようTPP関連施策と合わせ、速やかな事業実施に努めること。

また、同大綱に基づく施策に係る財源については、既存の農林水産予算に支障を来さぬよう確実に確保すること。

(2) 現在、交渉が進められているRCEPをはじめとしたEPA／FTA交渉等においては、米、小麦、乳製品をはじめとする重要品目について、引き続き再生産が可能となるよう必要な国境措置を確保するとともに、国内農林水産業の将来にわたる持続的発展、国際競争力の強化等に万全の措置を講じること。

(3) WTO農業交渉においては、「多様な農業の共存」という基本理念のもと、食料輸出国と輸入国のバランスの取れた農産物貿易ルールの確立を目指すこと。

2. 経営所得安定対策等の充実強化

(1) 経営所得安定対策については、地域の特性や実情を反映するとともに、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重し、制度を拡充すること。

(2) 米政策の見直しに当たっては、農業者が営農意欲を失うことなく持続的に農業経営に取り組めるよう米価下落等に対するセーフティネットの整備をはじめ、需要に応じた生産を可能とする情報提供など万全の支援措置を講じること。

(3) 水田活用の直接支払交付金については、生産者が自らの経営判断で、飼料用米・麦・大豆など戦略作物を選択し、その本作化が図られるよう戦略作物助成や産地交付金を拡充すること。

(4) 収入保険制度の安定と円滑な実施を図るため、所要の予算額を確保するとともに、加入促進を図ること。

また、農業者が、同制度の実施と農業災害補償制度の任意加入制移行に伴い、複数の収入減少を補填する機能を有する類似制度から選択することになるため、制度内容を理解したうえで加入判断できるよう十分に周知すること。

3. 担い手対策等の推進

- (1) 認定農業者や集落営農組織等の多様な担い手を育成・確保するための支援措置を充実すること。

また、農業次世代人材投資事業の対象要件を緩和するとともに、新規就農者の安定就農を図るための研修機会の提供をはじめとした継続的な支援制度を充実すること。

- (2) 農業用機械や施設の導入、整備、更新及び長寿命化に係る支援措置を拡充すること。

- (3) 農地中間管理事業については、農地の集積・集約が推進されるよう機構集積協力金に係る予算を十分に確保するなど施策を充実すること。

また、「土地改良法等の一部を改正する法律」に基づく機構関連事業の早期実施に努めること。

なお、都市自治体への委託業務については、事業の円滑化を図るため、事務を簡素化すること。

4. 農業農村整備事業等の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、十分な財政措置を講じること。

- (2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策に係る財政措置を拡充すること。

5. 持続可能な力強い農業を育てるため、地域資源を活用した農業の6次産業化を促進するための財政措置を充実すること。

6. 農山漁村の活性化

- (1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう更なる充実強化を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

- (2) 中山間地域や「水源の里」（限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化のための諸施策及び財政措置を充実すること。

また、世界農業遺産に認証されている地域への財政措置を充実すること。

(3) バイオマス利活用の推進・普及に係る財政措置を充実すること。

7. 都市自治体が主体となった農業・農村の持続的発展と地域の実情に応じた土地利用を実現するため、引き続き、農地制度改革に取り組むこと。

8. 鳥獣被害防止対策の充実強化

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。

また、鳥獣被害防止総合対策については、対象事業の拡大や交付金に係る事務の円滑化など運用改善を図るとともに、十分な予算を確保すること。

(2) 安全・安心なジビエ供給体制の整備など、捕獲した野生鳥獣肉の利用拡大に係る施策を推進すること。

(3) 狩猟者の負担軽減など、捕獲の担い手の育成及び確保に必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため射撃場を確保すること。

9. 農協改革については、法改正の趣旨である「農業所得の向上」を踏まえ、継続協議とされている案件についても十分な議論のもとに検討すること。

10. 米の消費拡大策に積極的に取り組むなど、食料自給率・自給力向上に向けた抜本的な対策を早急に講じること。

11. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化等

(1) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進すること。

また、配合飼料の価格安定を図るとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用を推進すること。

(2) 生産コストの削減など収益力・生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

12. 病虫害防除対策及び生産技術の高度化

(1) 病虫害防除対策を推進するとともに、病虫害に強く収益性に優れた品種開発に取り組むこと。

- (2) 農作業の省力化や低コスト化に向け、ロボット技術やICT等を活用し、生産技術の高度化を推進すること。
13. 主要農作物種子法廃止後においても、優良種子の生産・普及が引き続き可能となるよう万全の対策を講じること。
14. 園芸農業の生産基盤の強化を図るため、収益力強化に資する園芸施設の導入等の支援を拡充すること。
15. 農林水産物の輸出拡大に向け、必要な施設整備を促進するとともに、海外展開に取り組む農林漁業者へのサポート体制を強化すること。
16. 農林漁業用燃油に係る税制特例措置の継続等、農林漁業者に対する負担軽減措置を拡充すること。
17. 大規模自然災害の被災地における農地・農業用施設等の速やかな復旧・復興のため、十分な財政措置を講じること。
また、被災農業者への経営支援を行うこと。
18. 東日本大震災関係
被災した農業集落排水施設の撤去費用等に係る財政措置を講じること。

林業に関する提言

森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的で健全な発展のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 林業の成長産業化と適切な森林管理の推進

- (1) 林業の成長産業化を実現するため、地域の特色に応じた支援を含め、所要の制度改革を推進すること。
- (2) 意欲ある担い手への集積や森林境界の明確化など、森林施業の集約化に対する支援措置を講じるとともに、間伐及び路網整備等を推進するため、森林整備事業に係る財政措置を拡充すること。
- (3) 木材の生産・供給及び木材利用拡大のため、必要な支援を講じること。
- (4) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、必要な財政措置を講じること。

2. 林業の担い手の確保、育成及び林業経営の安定化に係る財政措置を拡充すること。

3. 国産材利用を推進するため、CLTの普及、住宅の木材利用促進及び公共施設の木造化等に係る支援など、諸施策の充実を図ること。

また、新たな木材需要に対応するため、関連産業を支援すること。

さらに、木質バイオマスエネルギーの普及拡大に係る財政支援を充実するとともに、未利用間伐材等の収集・運搬の効率化を推進すること。

4. 森林の保全や災害防止に当たっては、荒廃山地の復旧整備や予防治山対策、海岸防災林の整備など、総合的な治山事業を効率的かつ効果的に実施するとともに、財政措置を拡充すること。

5. 病虫害等防除に係る対策を講じるとともに、財政措置を拡充すること。

6. 水源涵養林の公益的機能を維持するため、取得目的が不明の土地取引等が行われないよう所有権の移転を制限するなど、適切な措置を講じること。

7. 花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉発生源対策を推進すること。

8. 林地台帳の整備については、地域の実情を踏まえ、都市自治体があまねく整備できるよう万全の支援を講じること。

水産業に関する提言

水産業の成長産業化と水産資源の保全・管理を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 活力ある漁業・漁村づくりの推進

- (1) 各地の浜プラン策定はもとより、同プランに位置付けられた取組を着実に実施できるよう強力に支援するとともに、漁家の収入向上や経営体の育成・確保、6次産業化の推進に資する支援を充実強化すること。
- (2) 外国人労働者の水産業分野での受入れを含めた新規就業促進や技能実習制度を充実強化すること。
- (3) 燃料、飼料の価格変動等により経営に大きな影響を受けている漁業者への経営安定化対策を継続・強化すること。

2. 水産資源管理の推進等

- (1) 漁業管理制度を的確に運用するとともに、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画による水産資源管理を一層強化すること。
また、沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進し、漁場の確保及び国際的な資源管理の推進を図ること。
- (2) 水産資源管理に伴い厳しい経営を強いられている漁業者に十分な支援策を講じること。
- (3) 我が国周辺の排他的経済水域内における違法操業に対する漁業取締体制を一層強化すること。

3. 安全で良質な国産水産物が適正な価格で安定供給されるよう養殖漁業をはじめとする「つくり育てる漁業」への支援を充実強化すること。

4. 高度衛生管理への対応及び防災・減災対策を推進するため、水産基盤整備に対する必要な財政措置を講じること。

また、水産資源の回復や生産力向上のため、干潟の保全や貧酸素水塊対策など漁場環境保全を推進するとともに、有害生物による漁業被害の防止及び軽減対策を講じること。

5. 離島地域における漁場の生産力の向上を図るため、離島漁業再生支援交付金事業による支援を強化すること。

6. 大規模自然災害の被災地における水産物供給機能を早期に回復するため、被災した漁港施設や共同利用施設などの復旧・復興対策に十分な財政措置を講じること。

7. 東日本大震災関係

地方卸売魚市場において、水産加工業の復興に必要となる施設整備に対し、継続的かつ十分な財政措置を講じること。

地域経済に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置を拡充するとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実すること。
2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援
 - (1) 地域経済の好循環と農村の持続的発展を図るため、「地域未来投資促進法」等を地域の実情に応じて柔軟に運用し、地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する地域中核企業と企業立地促進に向けた都市自治体の取組を支援すること。
 - (2) 地域経済を牽引する中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた金融対策等の支援を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する中小企業支援事業に対し、財政措置を講じること。
 - (3) 企業の有する技術・能力や地域資源としての伝統工芸等を活用した取組については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう人材育成を含む総合的な支援策を講じること。
 - (4) 新たな地域経済の担い手を創出するため、女性や若者等に対する創業促進に資する支援策を拡充するなど、雇用創出に向けた施策を推進すること。
 - (5) 消費税増税の際には、中小企業・小規模事業者への影響を考慮し、景気対策など適切な支援を講じること。
3. 離島・半島における地域振興及び定住促進を推進するため、積極的な支援策を講じるとともに、財政措置を拡充すること。
4. 「自転車競技法」及び「小型自動車競走法」における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体及び議会の同意を必須条件とするよう法改正すること。
5. 軽油引取税に係る課税免除の特例措置を引き続き継続すること。

6. 東日本大震災関係

- (1) グループ補助金（中小企業組合等共同施設等災害復旧補助金）については、仮復旧や段階的な復旧事業を補助対象に加えるなど、柔軟に活用できる制度とすること。
- (2) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による支援決定期間を平成32年度末まで延長すること。

エネルギー施策に関する提言

エネルギー施策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. エネルギー基本計画の見直しに当たっては、原子力や再生可能エネルギー等に係る国内外の動向を十分に踏まえ、国民に対して具体的なエネルギー政策の方針を示すとともに、必要な施策を講じること。
2. 再生可能エネルギー等の導入促進
 - (1) 再生可能エネルギーの導入と省エネルギー化を推進するため、財政措置の拡充など必要な措置を講じること。

また、メタンハイドレートの開発・実用化を推進すること。
 - (2) 太陽光発電施設の設置に当たっては、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」において、防災・安全の確保、景観への配慮、周辺環境の保全、施設の適正な撤去・廃棄の観点から基準を策定して許可するなど法的規制を行うこと。
 - (3) 再生可能エネルギーの導入を促進するため、固定価格買取制度については、地域の実情を勘案し、調達価格と調達期間等の適正な運用に努めること。
 - (4) 次世代自動車の普及を促進するため、水素ステーションなど必要なインフラ整備を推進すること。

また、バイオディーゼル燃料を利用した自動車の普及を促進するため、燃料供給施設の普及に係る財政措置やバイオディーゼル燃料の利用促進に向けた支援策を講じること。
3. 災害時を含め、エネルギーを安定供給するため、必要な体制を整備するとともに、都市自治体が取り組むエネルギー供給体制の構築に係る財政措置を講じること。
4. 電源立地地域への支援については、電源立地地域対策交付金等の対象施設や地域を拡充するなど、周辺地域の雇用促進と産業振興に資する制度改善を行うこと。

なお、水力発電施設周辺地域交付金相当分は、制度の恒久化を図るとともに、交付限度額等の拡充及び事務手続を簡素化すること。

5. 亜炭廃坑に起因する鉱害から地域住民の安全・安心な暮らしを確保するため、危険個所の調査及び陥没防止対策等に係る財政措置を拡充すること。

6. 東日本大震災関係

福島新エネ社会構想の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大のため、送電網の整備を推進すること。

また、エネルギーの地産地消に取り組む地方自治体を支援するために必要な支援策を講じること。

地方消費者行政に関する提言

消費者行政の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 消費生活相談を担う人材の育成及び消費者被害未然防止の取組等については、地方消費者行政推進交付金を恒久化するなど十分な財政措置を講じること。
2. 全国消費実態調査の実施に当たっては、都市自治体の負担とならないよう十分配慮すること。
3. 消費者の食品選択を容易にするため、海苔加工品の原料原産地表示がより明確になるよう制度を見直すこと。